

# 国立印刷局の令和2年度の 業務実績に関する評価書

令和3年8月27日

財務省理財局

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立印刷局	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	財務大臣		
法人所管部局	理財局	担当課、責任者	国庫課 課長 西方建一
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 伊藤拓

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実施に当たっては、6月18日に国立印刷局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、7月21日に有識者からの意見聴取を行った。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>特になし。</p>

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、D)	B：法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項があったものの、所期の目標を上回る成果が得られている項目もあり、全体として事業計画における所期の目標を達成している。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況		
		令和2年度	3年度	4年度
		B		
評定に至った理由	項目別評定は、困難度が高い4項目を含め6項目がA評定、18項目がB評定であり、2項目がC評定であるものの、全体として事業計画における所期の目標を達成していることを総合的に勘案して、Bと評価する。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも必要な対策を講じることにより、主要事業である日本銀行券の製造や研究開発、旅券の製造、官報の編集・印刷について確実に実施しており、国立印刷局に課せられた使命を果たしている。</li> <li>とりわけ、感染症に係る事業継続計画を策定して出勤人数の縮減措置等を講じつつ、長期連続操業や二交替勤務等の実施による柔軟かつ機動的な製造体制を維持したうえで、社会基盤の維持等に不可欠な日本銀行券や官報等の製造事業を継続し、製造数量の全てを納期までに確実に納品したことは高く評価できる。</li> <li>令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や新規設備投資の実施など各種取組を着実に推進していることは、評価できる。</li> <li>官報原稿の電子入稿を促進する観点から省庁用官報原稿オンライン受付システムの運用を開始したことや、国民に対する情報発信についてオンライン工場見学を導入するなどのデジタル化を進め、様々な工夫がなされたことは評価できる。</li> <li>他方で業務運営においては、業務外の非違行為であるものの、持続化給付金の詐欺容疑で職員が複数名逮捕・起訴された事案が発生している。本事案を踏まえ、コンプライアンス研修の見直しや監察官の新設といった再発防止策を策定しているが、確実な実施が必要である。また、労働基準監督署から是正勧告を受ける事案が発生しており、改善措置を直ちに講じるなど迅速な対応が実施されているものの、今後同様の問題が発生することがないように再発防止の徹底に努められたい。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、全体としては事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>当局職員が持続化給付金を不正受給による詐欺の容疑で逮捕、起訴されるという重大な不正・不法行為が発生したこと。</li> </ul>

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な不正・不法行為が発生したことを受けて、再発防止に万全を期すため、コンプライアンス遵守の徹底等に取り組まなければならない。また、労働災害の発生状況及び労働災害に起因し労働基準監督署から是正勧告を受けたことに対し、労働災害の再発防止に取り組むとともに、指導・教育の徹底を図る必要がある。</li> </ul>
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>印刷局の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されている。</li> </ul>
その他特記事項	<p>○独立行政法人国立印刷局の業務実績評価に関する有識者会合（令和3年7月21日）において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主務大臣評価の項目別評定及び総合評定は、評価指針で示されている評価基準と整合的であり、妥当である。その上で、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」について、コロナ禍という異常な状況下であっても、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じつつ、財務大臣の定める製造計画30億枚を確実に達成し、平常心をもってサステナブルな経営を実現することができたことを、総合評定の文言の中で評価してはどうか。</li> </ul>

- ・「コンプライアンスの確保」について、持続化給付金の不正受給のような刑事事件が発生したことは、非常に残念である。本事案は、公務員としての基本的な問題であり、業務外の非違行為についても、内部通報窓口がしっかり機能するような体制を構築することが必要。
- ・情報発信のデジタル化について、情報格差の問題を意識しながら、ホームページのウェブアクセシビリティを高める取り組みを行ったことは、高く評価できる。また、業務のデジタル化に向けては IT スキルが必要であり、職員の採用や育成において中長期的な取組が必要。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）の達成は、わが国の大きなテーマとなっている。国立印刷局は、従前から環境保全に取り組んでいるが、政府が従来よりも高い目標を掲げたため、国の機関としての影響力を鑑み、更に SDGs を意識した取り組みを検討した方が良いではないか。また、環境負荷の軽減の観点からも、設備投資をしっかりと行っていくことが必要。新しい機械設備の導入により、労務災害の防止にも繋がるのではないか。

様式 3-1-3 行政執行法人 年度評価 項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>							
銀行券等事業	<u>A</u>						
1. 銀行券等事業							
(1) 財務大臣の定める製造計画の確 実な達成	<u>A</u> <u>O</u>					I-1-(1)	
(2) 通貨当局との密接な連携による 銀行券に対する信頼の維持・向上の 取組等	A					I-1-(2)	
(3) 国民に対する情報発信	A					I-1-(3)	
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研 究開発	<u>A</u> <u>O</u>					I-1-(4)	
2. 銀行券等事業（銀行券以外）							
(1) 旅券の製造	<u>A</u> <u>O</u>					I-2-(1)	
(2) その他の製品	B					I-2-(2)	
官報等事業	A						
3. 官報等事業							
(1) 官報の編集・印刷	<u>A</u> <u>O</u>					I-3-(1)	
(2) その他の製品	B					I-3-(2)	
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>							
1. 組織体制、業務等の見直し							
(1) 組織の見直し	B					II-1-(1)	
(2) 業務の効率化	B					II-1-(2)	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>							
1. 予算、収支計画及び資金計画の策 定、採算性の確保	B					III-1	
2. 短期借入金の限度額	—					IV	
3. 不要財産又は不要財産となること が見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画	B					V	
4. 上記に規定する財産以外の重要な 財産を譲渡し、又は担保に供しよう とするときは、その計画	B					VI	
<b>IV. その他業務運営に関する重要事項</b>							
1. ガバナンスの強化に向けた取組							
(1) 内部統制に係る取組	B					VII-1-(1)	
(2) コンプライアンスの確保	C					VII-1-(2)	
(3) リスクマネジメントの強化	B					VII-1-(3)	
(4) 個人情報の確実な保護等への取 組	B					VII-1-(4)	
(5) 情報セキュリティの確保	B					VII-1-(5)	
(6) 警備体制の維持・強化	B					VII-1-(6)	
2. 人事管理	B					VII-2	
3. 施設及び設備に関する計画	B					VII-3	
4. 保有資産の見直し	B					VII-4	
5. 職場環境の整備							
(1) 労働安全の保持	<u>C</u> <u>O</u>					VII-5-(1)	
(2) 健康管理の充実	B					VII-5-(2)	
(3) 職務意識の向上・組織の活性化	B					VII-5-(3)	
6. 環境保全	B					VII-6	
7. 積立金の使途	—					VII-7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「O」を付している。

※2 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引いている。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1、I-2	銀行券等事業		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-1 通貨の円滑な供給 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策 4-1-5 通貨への関心の向上 (外務省) 基本目標 IV 領事政策 施策 IV-1 領事業務の充実 施策 IV-1-1 領事サービスの充実 施策 IV-1-1 (3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 2 項及び第 3 項
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1) 【困難度：高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1)	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 2 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 2 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕 (外務省) 令和 2 年度事前分析表〔外務省 1-IV-1〕 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0113

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
I-1-(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 (参考指標)														
設備投資計画において年度内受入れとした 1 億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）		100%	100%					売上高（百万円）	57,443					
製造計画達成度	100%	100%	100%					売上原価（百万円）	43,411					
納期達成率	100%	100%	100%					販売費及び一般管理費（百万円）	5,508					
保証品質達成率	100%	100%	100%					営業費用（百万円）	48,919					
								営業利益（百万円）	8,524					

(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械		99.2%	99.4%						従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4,205				
	印刷機械		98.5%	98.7%											
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無		無	無	無						注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等)の金額を記載。 従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。					
I-1-(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等															
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回12月末)			有	有											
情報交換の実施回数			2回	4回											
(参考指標) 対応の内容と回数			(対応回数) 2回	(対応回数) 0回											
I-1-(3) 国民に対する情報発信															
(参考指標) 博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数	来場者数		24,031人	6,673人											
	開催		5回	4回											
	出展回数		14回	3回											
博物館におけるアンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超	4.56	4.36											
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4回	0回											
(参考指標) ページビュー数、更新回数	ビュー数		1,939,651件	1,632,126件											
	更新回数		675回	709回											
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せに対する回答率			100%	100%											
工場見学者アンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超	4.56	—											
I-1-(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発															
研究開発計画の策定の有無		有	有	有											
研究開発活動の成果		終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	上回った	上回った											
I-2-(1) 旅券の製造															
受注数量製造率		100%	100%	100%											
納期達成率		100%	100%	100%											

ISO9001 認証の維持・更新の有無	有	有	有				
保証品質達成率	100%	100%	100%				
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無				
I-2-(2) その他の製品							
受注数量製造率	100%	100%	100%				
納期達成率	100%	100%	100%				
保証品質達成率	100%	100%	100%				
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無				

注)「I-1-(3) 国民に対する情報発信」については、国立印刷局及び銀行券に関する情報を国民に向けて発信しているが、銀行券等事業に関する情報発信が大半を占めるため、銀行券等事業の項目としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	評価	評価	
銀行券等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。				<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：A</p> <p>「銀行券等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>また、銀行券等事業の6項目中3項目は困難度が「高」と設定されていること、1項目は定量的な数値目標を120%以上達成していることを踏まえ、4項目を「A」と評価している。</p> <p>以上のことから、「銀行券等事業」については、6項目中5項目を「A」、他の1項目を「B」と評価しており、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p>「銀行券等事業」については全6項目中5項目が「A」評価となっているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施できなかった取組を除き、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。</p> <p>銀行券等各種製品の製造に際しては品質管理等にかかるPDCAサイクルを適切に機能させており、受注数量を納期までに確実に納入したことが高く評価できる。</p> <p>また、令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や新規設備投資の実施など各種取組を着実に進めているほか、工場見学を中止せざるを得ない中でもオンライン工場見学を導入するなど、情報発信にも積極的に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「銀行券等事業」については全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。</p>		

					特になし。	
--	--	--	--	--	-------	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)						
特になし。						

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-1 通貨の円滑な供給	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 6 号
当該項目の重要度、困難度	<b>【重要度：高】</b> 通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し銀行券を円滑に供給すると同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 <b>【困難度：高】</b> 高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 2 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 2 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした 1 億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）		100%	100%										
製造計画達成度	100%	100%	100%						売上高（百万円）	57,443			
納期達成率	100%	100%	100%						売上原価（百万円）	43,411			
保証品質達成率	100%	100%	100%						販売費及び一般管理費（百万円）	5,508			
(参考指標)	製紙機械		99.2%	99.4%					営業費用（百万円）	48,919			
生産設備の可動率	印刷機械		98.5%	98.7%					営業利益（百万円）	8,524			
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無						従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,205			

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																					
			業務実績	自己評価	評価	理由																				
<p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券） （1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>銀行券の製造について、以下の取組を行うと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進する。</p> <p>① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに日本銀行との契約を確実に履行する。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券） （1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組むと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進します。</p> <p>① 業務の質の向上並びに製造体制の合理化及び効率化を図るため、費用対効果を勘案しつつ、中長期的視点を踏まえた設備投資計画を策定し、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を的確に実施します。</p> <p>設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することにより、製造設備の安定的な稼働及び機能維持に取り組みます。</p> <p>また、品質及び工程管理の履行状況の点検、作業考査の実施等を通じて、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質</p>	<p>評価指標の凡例： ●定量的指標 ○定性的指標</p> <p>○設備投資の確実な実施（参考指標：設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入れ率（ただし、受注者側の事情によるものを除く））</p> <p>○設備の保守点検の確実な実施（参考指標：生産設備の可動率）</p> <p>○品質管理の徹底に向けた取組</p> <p>●製造計画達成度（100%）</p>	<p>（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>① 銀行券の製造等</p> <p>イ 設備投資の的確な実施</p> <p>主要な設備の高機能化やインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に沿って、令和2年度の設備投資計画を策定するとともに、本局で各機関の進捗を管理することにより、改刷の円滑な実施に向けた設備投資を含め、設備投資を的確に実施した。また、1億円以上の設備投資に当たっては、その実施に先立ち一件ごと、投資の必要性、仕様や調達方法の適切性を含めた費用対効果等を検証するとともに、必要に応じて見直しを行った。さらに、設備の更新に当たっては、高機能な設備に更新することにより生産性の向上を図るなど、引き続き製造体制の効率化に取り組んだ。</p> <p>なお、設備投資の的確な実施に取り組んだ結果、1億円以上の銀行券製造設備について、計画どおり受入れ（注1）を完了したことから、年度内受入れ率は100%となった（参考指標 令和元年度：100%）。</p> <table border="1" data-bbox="1240 982 1958 1407"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">銀行券印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">銀行券検査仕上機</td> <td>東京工場</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>貼付機</td> <td>静岡工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>抄紙機型付部・制御部</td> <td>岡山工場</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設及び設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づく定期点検を的確に実施するとともに、自主保全（注2）による点検を併せて実施した。その結果等を踏まえ、老朽化した設備等の修繕を計画的に実施するなど、その安定稼働及び機能維持を図った。</p> <p>なお、生産設備の可動率（注3）については、抄紙機において99.4%、銀行券印刷機において98.7%であった。</p> <p>（参考指標 令和元年度：抄紙機99.2%、銀行券印刷機98.5%）</p> <p>（注1）受入れ</p>	件名	機関	台数	銀行券印刷機	東京工場	1台	小田原工場	1台	銀行券検査仕上機	東京工場	2台	静岡工場	1台	彦根工場	1台	貼付機	静岡工場	1台	抄紙機型付部・制御部	岡山工場	一式	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>中期設備投資計画に基づき令和2年度の設備投資計画を策定し、同計画を着実に実施している。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、製品品質の安定化や製造工程管理に係る継続的な取組を実施し、財務大臣が定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約の履行を完遂している。</p> <p>製造体制に関しては、交替勤務等による機械稼働体制を継続し、製造数量の変更等に備え、柔軟で機動的な体制を維持している。</p> <p>秘密管理に関する研修や点検を継続的に実施し、職員の意識向上及び秘密情報の漏えい防止に向けた取組を着実に実施している。また、倉庫出入管理装置の適切な運用により、銀行券製造工程における製品の紛失・盗難防止に対するセキュリティ管理の徹底が図られている。</p> <p>以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、定量的な数値目標を達成</p>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>柔軟で機動的な製造体制のもと、高品質で均質な銀行券を確実に製造し、財務大臣の定める製造計画を達成したか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>主目標である日本銀行券の製造については、緊急事態宣言発令中に出勤人員を抑制するなど感染症対策を講じつつ、以下の取組を適確に実施したことにより、財務大臣が定めた数量のすべてを納期までに日本銀行へ確実に納品している。</p> <p>具体的な取組としては、中期設備投資計画に基づいた進捗状況の管理を一元的に実施しているとともに、計画額1億円以上の重要案件の実行に際しては設備投資委員会において投資の必要性や費用対効果等の再検証を行い、随時計画の見直しを行った上で投資を実行しているなど効果的な取組が行われている。</p> <p>また、設備の運用にあたっては、定期点検に加えて自主的な保全点検を踏まえた修繕を計画的に実施しており、生産設備の可動率がほぼ100%となるなど銀行券製造設備の安定稼働や機能維持が保たれている。</p> <p>更に、長期連続操業や二交替勤務などの実施により柔軟で機動的な製造体制を引き続き維持しているほか、本局と各工場間における情報共有や標準点検を通じた品質管理及び製造工程管理の徹底も図られている。</p> <p>秘密管理担当者を対象とした研修や規則等の遵守状況にかかる自主点検、</p>
件名	機関	台数																								
銀行券印刷機	東京工場	1台																								
	小田原工場	1台																								
銀行券検査仕上機	東京工場	2台																								
	静岡工場	1台																								
	彦根工場	1台																								
貼付機	静岡工場	1台																								
抄紙機型付部・制御部	岡山工場	一式																								

<p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失、盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>で均質な製品を確実に製造します。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよう、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>●納期達成率（100%）</p> <p>●保証品質達成率（100%）</p> <p>○緊急命令への対応に備えた体制の維持</p> <p>○具体的事案発生時の的確な対応</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること</p> <p>(注2) 自主保全 製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと</p> <p>(注3) 生産設備の可動率 機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であり、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標 生産設備の可動率＝（生産計画上の稼働日数－故障による停止日数）／生産計画上の稼働日数</p> <p>ロ 品質管理及び製造工程管理の徹底 品質管理及び製造工程管理における課題等について、本局・各工場間で定期的に情報共有を図りつつ、更なる品質安定化に向けた実験・検証等の取組を実施した。</p> <p>また、作業現場においては、標準（注4）に定める手順により確実に作業を実施するとともに、定期的な標準点検（注5）において作業の手順を確認・検証し、作業が適正に実施されていることを確認した。</p> <p>これらの取組により、品質管理及び製造工程管理を徹底した。</p> <p>(注4) 標準 作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造するための基準</p> <p>(注5) 標準点検 作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの</p> <p>以上の取組を確実に実施することにより、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に進めつつ、また、政府による緊急事態宣言発令の対象期間中は接触機会を低減するための出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら、財務大臣の定める製造計画の数量（30億枚）の規格内製品の製造を完遂するとともに、日本銀行へ納期までに納入した。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持 財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙抄造部門における長期連続操業（注6）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。</p> <p>なお、財務大臣による緊急命令が発せられた事案はなかった。</p>	<p>しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても目標を達成していることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>作業考査等を実施したほか、セキュリティ強化の観点から導入した倉庫出入管理装置を適切に運用するなど情報及び製品等の管理徹底に取り組んだ結果、秘密情報の漏えいや製品の紛失・盗難は発生していない。</p> <p>本項目については、困難度が高い目標設定をしている中で事業計画における所期の目標を達成しており、「A」評価とする。</p>
--	---	---	--	--	--

				<p>(注6) 長期連続操業 土曜日、日曜日及び祝日を含め24時間連続で操業すること</p> <p>③ 秘密情報及び製品の管理</p> <p>イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理 偽造防止技術等に関する秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管理に関する規則等を確実に運用することにより、その取扱いを徹底した。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本局及び各機関において、秘密管理者から各職員に対して、秘密管理に対する意識向上を図るための研修を実施(10月～11月)。</li> <li>・ 各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検の実施(11月)。</li> </ul> <p>なお、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>ロ 紛失・盗難の発生防止 製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程にのっとり確実に作業を実施しており、作業考査(注7)において、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われていることを検証、確認した。 また、銀行券製造工場に導入した倉庫出入管理装置を適切に運用することにより、製品の散逸防止及び保管管理体制の更なる強化を図った。 なお、製品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注7) 作業考査 作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立場から年4回点検するもの</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(2)	通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策 4-1-5 通貨への関心の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 2 項及び第 3 項
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 2 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 2 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無 (年 1 回 12 月末)		有	有					売上高 (百万円)	57,443				
(参考指標) 情報交換の実施回数		2 回	4 回					売上原価 (百万円)	43,411				
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 2 回	0 回					販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508				
								営業費用 (百万円)	48,919				
								営業利益 (百万円)	8,524				
								従事人員数 (人) (各年度 4 月 1 日現在)	4,205				

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等</p> <p>① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上での確かな情報提供を行う。</p> <p>② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への確かな情報提供等を行う。</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等</p> <p>① 通貨当局と一体となって、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上での確かな情報提供を行います。</p> <p>② 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に沿ったセキュリテ</p>	<p>○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上</p> <p>●現金取扱機器の製造事業者への情報提供（参考指標：情報交換の実施回数）</p> <p>○偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末））</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等</p> <p>① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献</p> <p>イ 偽造防止技術に関する検討</p> <p>国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を踏まえ、将来の銀行券を見据えた新たな偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。</p> <p>また、改刷の円滑な実施に向けて、通貨当局と密接に連携しつつ、設備投資を着実に進めるとともに、機密保持に配慮した上で、現金取扱機器の製造事業者等と情報交換を行った（4回：7月、9月、11月、令和3年1月）。</p> <p>ロ デザイン力の強化</p> <p>デザイン力、彫刻技術の向上のため、将来の銀行券を視野に入れた肖像、主模様、ラフ下図等をはじめ、図案、彫刻等の各種習作に取り組んだ。</p> <p>② 銀行券の動向に関する情報提供等</p> <p>イ 国際会議等への参画・外国銀行券関連機関への訪問</p> <p>インターネットや書籍等を通じて、諸外国における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、参画を予定していた国際会議は、全てその開催が延期された。また、予定していた外国銀行券関連機関への訪問を中止した。</p> <p>ロ 通貨当局への情報提供等</p> <p>改刷関連の情報及び国内外の銀行券に関する偽造動向等について、通貨当局へ次のとおり情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の海外における偽造、改刷及び偽造防止技術の動向に関する情報提供及び偽造防止技術に関する意見交換（適宜）</li> <li>・ 関係省庁等連絡会議（通貨当局、財務省関税局、日本銀行、造幣局及び警察庁）における偽造通貨に関する情報交換（10月）</li> </ul> <p>ハ セキュリティレポートの提出</p> <p>セキュリティレポートの作成に当たり、通貨当局と協議の上、通貨当局の要望事項等について確認した（4月）。</p> <p>国内外から情報収集した内容を踏まえ、セキュリティレポートを作成し、通貨当局へ提出（12月）するとともに、内容について説明（令</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;評価：A</p> <p>改刷の円滑な実施に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、通貨当局と密接に連携し、設備投資を着実に進めるとともに、現金取扱機器の製造事業者等と情報交換を行うなど、その取組を確実に推進していることは高く評価できる。</p> <p>国内外から得られた銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等の情報について、通貨当局と情報交換するとともに、セキュリティレポートの提出などにより情報提供を行っている。</p> <p>以上のことから、「通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等」については、通貨当局と密接に連携し、設備投資を着実に進めるとともに、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や、通貨当局に対する偽造動向等収集した情報の提供を行うなど、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進しているこ</p>	<p>評価 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>偽造抵抗力の強化や銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めたか。</p> <p>国内外の銀行券の流通状況や偽造動向について、通貨行政当局への確かな情報提供を行ったか。</p> <p>外国の銀行券関連機関からの研修・視察を積極的に受け入れ、国際協力に貢献したか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>国内外の銀行券の流通状況や偽造防止技術の動向については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、参画を予定していた国際会議が全て開催延期となったほか、外国銀行券関連機関への訪問も中止となったが、インターネットや書籍等を通じて銀行券の偽造や改刷状況等の動向を積極的に情報を収集している。収集された情報はセキュリティレポート等として通貨当局に提出されているほか、今後の研究開発の方向性等にかかる意見交換を行い認識の共有化を図っているなど、通貨当局と一体となった取組を進めている。</p> <p>また、本年度においては、令和6年度上期に予定している改刷の実施に向けて、通貨当局と連携しつつ偽造抵抗力強化にかかる取組を確実に進めているほか、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や新規設備投資も着実に実施していることは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事</p>	

<p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れや専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行う。</p>	<p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等(以下「外国政府等」という。)による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、関係機関との緊密な連携の下、製造技術等に関する協力、研修・視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p>	<p>○国際協力への対応(参考指標:対応の内容と回数)</p>	<p>和3年2月)を行った(参考指標 令和元年度:令和元年12月提出、令和2年2月説明)。</p> <p>③ 国際協力に係る取組等 外国の銀行券関連機関からの研修及び視察に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、その要請はなかった(参考指標 令和元年度:研修0回、視察2回)。</p>	<p>とを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>業計画における所期の目標を達成していることに加え、令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、通貨当局との連携を着実に実施していると認められることから「A」評価とする。</p>
---	---	---------------------------------	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(3)	国民に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-5 通貨への関心の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 7 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	(財務省) 令和 2 年度事前分析表 [総合目標 4] 令和 2 年度事前分析表 [政策目標 4-1]

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 博物館来場者数、 特別展示等の開 催・他の展示会へ の出席回数	来場者数		24,031 人	6,673 人	/	/	/	/	売上高 (百万円)	57,443	/	/	/	/
	開催		5 回	4 回					売上原価 (百万円)	43,411				
	出席回数		14 回	3 回					販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508				
博物館におけるアンケート結 果		5 段階評価 で平均評価 3.5 超	4.56	4.36					営業費用 (百万円)	48,919				
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4 回	0 回					営業利益 (百万円)	8,524				
(参考指標) ページビュー数、 更新回数	ビュー数		1,939,651 件	1,632,126 件					従事人員数 (人) (各年度 4 月 1 日現在)	4,205				
	更新回数		675	709 回										
(参考指標) ホームページに寄せられた 問合せに対する回答率			100%	100%										
工場見学者アンケート結果		5 段階評価 で平均評価 3.5 超	4.56	—										

注) ②は、印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。従事人員数は、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(3) 国民に対する情報発信 博物館の展示やホームページの充実、工場見学の積極的な受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努める。</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。 具体的には、博物館において、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。 また、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。ホームページに寄せられる外部からの問合せに対しては、正確かつ確実に回答を行います。 銀行券印刷工場においては、分かりやすい解説、展示を行うことで、来場者の満足度を高めることに取り組めます。 また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努めます。</p>	<p>○博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数）</p> <p>●博物館におけるアンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p> <p>○国民に対する情報発信の充実（参考指標：出張講演等の実績回数）</p> <p>○ホームページの充実（参考指標：ページビュー数、更新回数）</p> <p>○外部からの問合せに対する回答実績（参考指標：ホームページに寄せられた問合せに対する回答率）</p> <p>●工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信 イ 博物館における活動及びイベント出展・協力 (イ) 博物館の展示内容の充実・特別展示等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>博物館については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年2月28日から6月16日まで、また、12月26日から令和3年3月22日まで臨時休館した。</li> <li>開館期間中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で、来館者の理解が深められるような趣向を凝らした特別展示等について、4回開催した（参考指標 令和元年度：5回）。</li> <li>国民への情報提供の機会として、「第43回お金と切手の展覧会（大分市）」（8月）等のイベント出展等を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた主催者側の判断により中止となったが、外部機関からの依頼に基づき、展示パネルの貸出し等を3回行った（参考指標 令和元年度：14回）。</li> </ul> <p>(ロ) 来館者確保のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>博物館の再開に際して、職員へのフェイスシールドの着用、ソーシャルディスタンスマーカーやアクリル板の設置等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を確実に講じるとともに、検温、マスク着用、手指消毒等を記載した「入館に際してのお願い」をホームページに掲載し、また館内にも掲示した。</li> <li>特別展示等の開催情報について、博物館紹介関連サイトに掲載するとともに、近隣の自治体や教育機関等に対して開催案内等を配布しPR活動を行った。</li> <li>来館者の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発信するため、博物館ニュースを発行し（10月、12月）、来館者をはじめ近隣の自治体や教育機関等に配布した。</li> </ul> <p>これらの取組により博物館来場者数は、6,673人となった（参考指標 令和元年度：24,031人）。</p> <p>(ハ) 来館者の満足度</p> <p>各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は4.36であった。（参考指標 令和元年度：4.56）</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;評定：A</p> <p>来館者アンケートの結果（5段階評価による平均評価4.36）については、年度目標である平均評価3.5を大きく上回っている。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を確実に講じつつ、趣向を凝らした特別展示等の開催、近隣の自治体や教育機関に対してPR活動等の各種取組が、来館者の高い満足度につながっているものと評価できる。</p> <p>さらに、博物館の再開に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じている。</p> <p>ホームページについては、必要な情報の提供とウェブアクセシビリティの向上を図り、利用者視点に立った情報発信を行っている。</p> <p>銀行券の印刷を行っている4工場における工場見学は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、その受入れを中止せざるを得ず、工場見学者を対象としたアンケートは実施できなかった（年度目標の平均評価</p>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、適切な情報提供を行っているか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、博物館については一定期間臨時休館、工場見学については全期間受け入れ中止となった。 そのような中でも、博物館については、感染症対策を講じた上で、特別展示等の開催、近隣の自治体や教育機関等に対して積極的にPR活動を実施するなどの取組により、博物館の来場者からのアンケート結果は、所期の定量目標を上回る成果を挙げている（125%）。 また、工場見学については、オンライン工場見学を導入するなど、工場見学が実施できない中でも情報発信に努めたと評価できる。 ホームページに寄せられた各種問合せに対して連絡先が不明などの理由により回答が困難なものを除き全てに回答している姿勢は評価できる。</p> <p>本項目については、事業計画における所期の目標を大きく上回る成果を得ていることに加え、オンライン見学の導入などの取組が評価できることから「A」評価とする。</p>	

		<p>評価3.5超)</p>	<p>なお、休止している体験型展示等の使用再開を望む声も多く認められることから、使用再開に向けた改良等、更なる満足度の向上を図るための検討を行った。</p> <p>(二) 出張講演の実施 国民に対する情報発信の一環である出張講演については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、その依頼はなかった(参考指標 令和元年度:4回)。</p> <p>ロ ホームページ等による情報提供 (イ) ホームページの充実 国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホームページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。 具体的な取組は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立印刷局フェイスブックについては、イベント情報、製品や製造工程の紹介等の情報を中心として、計59回の記事掲載を行い、情報の拡散及びホームページへの誘導手段に活用した。</li> <li>・ 国民に対する情報提供の手段を拡充し、令和3年2月に国立印刷局ツイッターを開設し、製品紹介等の情報を中心として、計10回の記事掲載を行った。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下において、国民が自宅でも工場見学を楽しめるよう、バーチャルリアリティ技術を活用し、ホームページにおいて工場見学が体感できる「オンライン工場見学」の導入に向けた検討を進め、配信を開始した(令和3年3月)。</li> <li>・ 総務省が策定したガイドライン(みんなの公共サイト運用ガイドライン)において推奨される規格に基づくウェブアクセシビリティ(注)の向上を図るため、ホームページ全体を確認し、必要なページについて、色覚多様性に配慮した画像濃淡(コントラスト)の明確化等の対応を図った(令和3年3月)。</li> </ul> <p>ホームページのページビュー数は、1,632,126件、更新回数は709回となった(参考指標 令和元年度:ページビュー数1,939,651件、更新回数675回)。</p> <p>(注) ウェブアクセシビリティ 高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること</p> <p>(ロ) ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況 国立印刷局の製品や業務に関する各種問合せ(328件)のうち、</p>	<p>3.5)。</p> <p>その代替手段として、自宅でも工場見学を楽しめるよう、「オンライン工場見学」の配信を開始している。</p> <p>子供向けの広報については、「オンライン工場見学」を検討し配信を開始するなど、銀行券に関する情報を積極的に発信している。</p> <p>以上のことから、「国民に対する情報発信」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、工場見学の受入れを中止せざるを得ず、実施することができなかった(年度目標の平均評価3.5)が、その代替手段として、自宅でも工場見学を楽しめるよう、「オンライン工場見学」の導入を検討し、配信を開始している。</p> <p>また、その他の定量的な数値目標については120%以上達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	--	----------------	---	--	--

				<p>連絡先不明等により回答が困難なもの（121件）を除き、全ての問合せ（207件）に回答した。</p> <p>この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答等は、100%となった。</p> <p>ハ 工場における広報活動</p> <p>東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において実施している工場見学については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年3月以降受入れを中止しているため、国民が自宅でも工場見学を楽しめるよう、バーチャルリアリティ技術を活用し、ホームページにおいて工場見学が体感できる「オンライン工場見学」の導入に向けた検討を進め、配信を開始した（令和3年3月）。また、工場見学の再開に向けて、見学施設や感染防止策の点検等の必要な準備を行った。</p> <p>なお、工場見学者を対象としたアンケートは、実施できなかった。</p> <p>ニ 子供向け広報の充実</p> <p>令和6年度上期を目途として新しい銀行券が発行されることを契機として、次世代を担う子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、子供向けの広報の充実に努めた。</p> <p>具体的には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下において、子供たちを含め、国民が自宅でも工場見学を楽しめるよう、「オンライン工場見学」の導入に向けた検討を進め、配信を開始した（令和3年3月）。</p> <p>なお、行政機関が主催した取組への参画、地域イベント開催時における出展など、子供向けの広報活動を実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全て中止された。</p> <p>中止となった主なイベントは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第43回お金と切手の展覧会（大分県大分市）</li> <li>・ 令和2年度こども霞が関見学デー</li> <li>・ モノづくりキッズパーク</li> <li>・ 金融学習バスツアー</li> </ul>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）  
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号及び第 7 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 2 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 2 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
研究開発計画の策定の有無	有	有	有	/	/	/	/	売上高（百万円）	57,443	/	/	/	/
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	上回った	上回った	/	/	/	/	売上原価（百万円）	43,411	/	/	/	/
				/	/	/	/	販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	/	/	/	/
				/	/	/	/	営業費用（百万円）	48,919	/	/	/	/
				/	/	/	/	営業利益（百万円）	8,524	/	/	/	/
				/	/	/	/	従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,205	/	/	/	/

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
			業務実績	自己評価	評価	理由													
<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施するため、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って研究開発を進めます。</p> <p>また、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価を適切に実施し、評価結果に応じて是正等の対応を図るとともに、研究開発計画へ適切に反映します。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることにより、研究開発活動による成果が得られるよう取り組みます。</p> <p>なお、研究成果については、適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や国内外の会議、学会等で報告を行います。</p>	<p>●研究開発計画の策定の有無</p> <p>○事前・中間・事後評価の適切な実施</p> <p>○事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映</p> <p>●研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）</p> <p>○研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>イ 研究開発の実施</p> <p>研究開発の実施に当たっては、研究開発計画を策定（令和2年3月）し、これに沿って5分野10件の研究課題に取り組んだ（令和元年度：5分野10件）。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の開発</td> <td>1件（2件）</td> </tr> <tr> <td>設備開発</td> <td>3件（3件）</td> </tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td> <td>1件（1件）</td> </tr> <tr> <td>製品開発</td> <td>3件（3件）</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>2件（1件）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10件（10件）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（）内は令和元年度実績</p> <p>各分野における具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(イ) 偽造防止技術の開発</p> <p>近年の技術動向等を踏まえ、新たな偽造防止技術を創出したほか、偽造防止技術の製造適性の検証に取り組んだ。</p> <p>(ロ) 設備開発</p> <p>高品質で均質な製品の製造を維持するために必要となる各工程の生産設備、生産プロセス全体の効率化・合理化に向けた製造設備等の開発に取り組んだ。</p> <p>(ハ) 製紙・印刷技術の高度化</p> <p>印刷技術について、製造工程における電力量削減など、環境負荷低減に向けた新たなインキ開発に取り組んだ。</p> <p>(ニ) 製品開発</p> <p>旅券の高機能化、仕様変更等に反映するため、偽変造防止技術及び製品仕様の整理並びに製造技術及び品質管理方法の確立に向け取り組んだ。</p> <p>(ホ) 基礎的研究</p> <p>各種技術及び製品の調査・分析を進めるとともに、新たな材料の検討などの基礎的研究に取り組んだ。</p>	分野	件数	偽造防止技術の開発	1件（2件）	設備開発	3件（3件）	製紙・印刷技術の高度化	1件（1件）	製品開発	3件（3件）	基礎的研究	2件（1件）	計	10件（10件）	<p>評価と根拠&gt; 評価：A</p> <p>研究開発については、将来の銀行券を視野に入れ、中長期的視点に立って中期及び単年度の研究開発計画を策定し、当該計画に沿って確実に進めたことは評価できる。</p> <p>研究開発評価については、研究開発評価システムを運用することにより、研究課題等の事前・中間・事後評価を行い、その結果を研究開発計画へ適切に反映し、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>これらの取組の結果、評価指標である研究開発活動の成果については、年度目標を達成している。</p> <p>創出した成果については、特許出願したほか、学会において2件の表彰があったことは、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。</p> <p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、</p>	<p>評価 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>研究開発にかかる計画を策定し、偽造防止技術の開発等につながる研究を着実に進めたか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>研究開発については、策定した研究開発計画に沿って5分野10件の全件について適確に進めており、特許出願や学会報告を行うなどの成果を挙げている。</p> <p>特に、スクリーン印刷技術にかかる研究成果が「研究発表奨励賞」及び「技術賞」を日本印刷学会から受賞されたことは高く評価できる。</p> <p>研究開発の実施に際しては、研究開発評価委員会において各研究課題に対して事前及び中間、事後の各評価が行われているほか、評価結果は各研究開発実施機関にフィードバックされるとともに翌年度の研究開発計画等に反映されるなど、PDCAサイクルが適切に機能していると認められる。</p> <p>本項目については困難度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>
分野	件数																		
偽造防止技術の開発	1件（2件）																		
設備開発	3件（3件）																		
製紙・印刷技術の高度化	1件（1件）																		
製品開発	3件（3件）																		
基礎的研究	2件（1件）																		
計	10件（10件）																		

			<p>ロ 研究開発評価</p> <p>(イ) 評価の実施及び評価結果の反映</p> <p>令和2年度に終了する課題の事後評価、令和3年度に継続を予定する課題の中間評価及び令和3年度に新規設定する候補課題の事前評価については、研究開発評価システムの運用を通じて、研究開発評価委員会において、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、最終目標達成の可能性の視点等から評価を行った(12月)。</p> <p>また、評価結果については、研究開発実施機関にフィードバックを行うとともに、開発の方向性が見直しが生じた研究課題に対して、取組内容及び計画を再検討し、令和3年度の研究開発計画等へ適切に反映した(令和3年3月)。</p> <p>(ロ) 研究開発活動の成果</p> <p>令和2年度終了予定の課題3件に係る事後評価の結果、研究開発活動の成果(終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計値)が終了案件に投下した費用の合計を約20%上回った。</p> <p>ハ 研究開発成果の活用</p> <p>創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、学会において報告した。</p> <p>(イ) 特許出願状況</p> <p>次の各分野における特許について、合計42件の出願を行った(令和元年度:45件)。</p> <table border="1" data-bbox="1145 1213 1985 1539"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の開発</td> <td>10件(7件)</td> </tr> <tr> <td>設備開発</td> <td>7件(9件)</td> </tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td> <td>3件(3件)</td> </tr> <tr> <td>製品開発</td> <td>14件(13件)</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>8件(13件)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42件(45件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ()内は、令和元年度実績</p>	分野	件数	偽造防止技術の開発	10件(7件)	設備開発	7件(9件)	製紙・印刷技術の高度化	3件(3件)	製品開発	14件(13件)	基礎的研究	8件(13件)	計	42件(45件)	<p>定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
分野	件数																		
偽造防止技術の開発	10件(7件)																		
設備開発	7件(9件)																		
製紙・印刷技術の高度化	3件(3件)																		
製品開発	14件(13件)																		
基礎的研究	8件(13件)																		
計	42件(45件)																		

			<p>(ロ) 会議、学会での報告          有用な研究開発成果5件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、下表のとおり学会において報告した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議、学会</th> <th>報告内容</th> <th>実施月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">日本印刷学会 (注)</td> <td>スクリーン印刷技術に関する発表</td> <td>5月、 11月</td> </tr> <tr> <td>インキの硬化挙動の解析方法に関する発表</td> <td>11月</td> </tr> <tr> <td>銀行券等のデザイン様式の変遷に関する発表</td> <td>令和3年 2月</td> </tr> <tr> <td>銀行券と感染症の関係に関する発表</td> <td>令和3年 2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、スクリーン印刷技術に関する発表は、特に優れている技術に贈られる「研究発表奨励賞」及び印刷技術の発展に顕著な貢献をした者に贈られる「技術賞」を受賞した。</p> <p>(注) 日本印刷学会          印刷に関する学理及びその応用の進歩普及を図り、学術等の発展に寄与することを目的として活動を行っている国内学会</p>	会議、学会	報告内容	実施月	日本印刷学会 (注)	スクリーン印刷技術に関する発表	5月、 11月	インキの硬化挙動の解析方法に関する発表	11月	銀行券等のデザイン様式の変遷に関する発表	令和3年 2月	銀行券と感染症の関係に関する発表	令和3年 2月		
会議、学会	報告内容	実施月															
日本印刷学会 (注)	スクリーン印刷技術に関する発表	5月、 11月															
	インキの硬化挙動の解析方法に関する発表	11月															
	銀行券等のデザイン様式の変遷に関する発表	令和3年 2月															
	銀行券と感染症の関係に関する発表	令和3年 2月															

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)          特になし。</p>
---

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(1)	旅券の製造		
業務に関連する政策・施策	(外務省) 基本目標Ⅳ 領事政策 施策Ⅳ-1 領事業務の充実 施策Ⅳ-1-1 領事サービスの充実 施策Ⅳ-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(外務省) 令和2年度事前分析表〔外務省1-IV-1〕 令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0124

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	/	/	/	/	売上高（百万円）	57,443	/	/	/	/
納期達成率	100%	100%	100%					売上原価（百万円）	43,411				
ISO9001認証の 維持・更新の有無	有	有	有					販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508				
保証品質達成率	100%	100%	100%					営業費用（百万円）	48,919				
情報漏えい、紛失・盗 難発生の有無	無	無	無					営業利益（百万円）	8,524				
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205				

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造</p> <p>旅券については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、ISO9001認証の維持・更新を行うとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> <p>さらに、次世代旅券の開発等に向け、外務省と調整を図りつつ、必要な取組を行う。</p>	<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造</p> <p>旅券の製造に当たっては、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより、受注した数量を確実に製造し、納期までに納入を確実にを行います。</p> <p>ISO9001の運用及び認証の継続、作業検査や点検等の実施を通じて品質管理及び製造工程管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p> <p>次世代旅券（注1）については、集中作成（注2）を含め外務省と協議を進めつつ、外務省のシステムとの情報連携に向けた取組を進めるなど、設備開発及び技術確立並びに設備の稼働に向けた体制の整備に向けて取り組めます。</p> <p>(注1) 次世代旅券</p>	<p>●受注数量製造率（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>●ISO9001認証の維持・更新の有無</p> <p>●保証品質達成率（100%）</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p>○次世代旅券の開発等に向けた取組</p>	<p>(1) 旅券の製造</p> <p>イ 柔軟で機動的な製造体制</p> <p>旅券の製造については、政府による緊急事態宣言発令の対象期間中は接触機会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら、令和2年2月から発給が開始された新仕様旅券（注1）について、製造工場での二交替勤務や部門間における人員交流を実施することにより、外務省との契約に基づく受注数量を納期までに確実に納入した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外務省から受注数量等の変更が求められたことから、製造計画を変更する等、柔軟に対応した。</p> <p>(参考) 受注数量 3,239千冊</p> <p>(注1) 新仕様旅券</p> <p>査証頁デザインを「富嶽三十六景」に変更するとともにIC機能を強化した旅券</p> <p>ロ 品質管理等の徹底</p> <p>ISO9001（注2）の運用、認証の継続を行うこと等により品質管理等の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO9001認証については、更新審査を受審し、認証を継続した。</li> <li>本局及び工場間における品質管理に関する打合せ会（5月、令和3年3月）を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。</li> <li>工場において四半期ごとに作業検査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況などを計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。</li> </ul> <p>これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。</p> <p>なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注2) ISO9001</p> <p>製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：A</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、交替勤務体制の継続や人員交流など柔軟な対応を実施することにより、受注した数量を納期までに確実に納入したことは評価できる。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による受注数量等の変更についても柔軟に対応している。</p> <p>ISO9001認証の継続、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な情報共有や作業検査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>次世代旅券については、冊子仕様案を作成の上、試作冊子の作製につなげるなど、着実に冊子開発に取り組んでいる。また、データページの作製、集中作成に必要なシステム・設備及び冊子製造に必要な設備の調達手続等を計画的に進めている。</p> <p>以上のことから、「旅券の製造」については、定量的な数値目標を達成して</p>	<p>評価 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。</p> <p>旅券の仕様変更に対応した取組を行ったか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>主目標である旅券の製造については、緊急事態宣言発令中に出勤人員を抑制するなど感染対策を講じつつ、二交替制勤務や人員交流等による柔軟かつ機動的な体制を確保し、納期までに規格内製品を確実に納品している。</p> <p>また、品質管理等の徹底についてもISO9001の認証を継続したことに加え、情報の共有化や継続的な業務改善に取り組んでいるほか、情報漏えいや製品の紛失・盗難も発生しておらず、国民や社会の信頼を維持したものと認められる。</p> <p>次世代旅券については、冊子製造に必要な設備を設置したほか、搭載する偽造防止技術を含めた冊子仕様案及び試作冊子を作成し、外務省へ提示するなど、開発に向けた取組を着実に進めている。</p> <p>本項目については困難度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>	

	<p>新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注2) 集中作成</p> <p>現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p>		<p>ハ 次世代旅券(注3)の開発等に向けた取組</p> <p>次世代旅券については、外務省と協議を進めるとともに、試作冊子開発等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組事項については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冊子製造に必要な設備として、データページ作成機を設置する(12月)とともに、ブランク冊子製造設備(3台)の調達手続を進めた(12月～3月)。</li> <li>・ 集中作成(注4)に必要な設備として、旅券作成管理システムの開発作業に着手するとともに、大型作成機の設置(令和3年5月設置予定)に向けて調整を行った(10月)。</li> <li>・ 冊子開発に反映するため、国内外の会議に参画し、国際標準や諸外国の冊子仕様の動向把握に努めた。具体的には、オンラインにより、国内ではIC旅券調査委員会(注5)に参画(18回)したほか、海外ではICAO等の会議・検討会に参画(3件)した。</li> <li>・ 搭載する偽造防止技術を含めた冊子仕様案及び試作冊子を作成し、外務省へ提示した(3月)。</li> </ul> <p>(注3) 次世代旅券</p> <p>新仕様旅券導入後、新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注4) 集中作成</p> <p>現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p> <p>(注5) IC旅券調査委員会</p> <p>国際標準に準拠した、将来の旅券用ICの仕様案等を検討するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会</p>	<p>おり、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	
--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号、第3項
当該項目の重要度・困難度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	/	/	/	/	売上高（百万円）	57,443	/	/	/	/
納期達成率	100%	100%	100%					売上原価（百万円）	43,411				
保証品質達成率	100%	100%	100%					販売費及び一般管理費 （百万円）	5,508				
情報漏えい、紛失・盗 難発生の有無	無	無	無					営業費用（百万円）	48,919				
								営業利益（百万円）	8,524				
								従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205				

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(2) その他の製品</p> <p>切手等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>切手等の製品については、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。さらに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。</p> <p>また、製品の製造に当たっては、作業考査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。</p> <p>偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受注数量製造率 (100%)</li> <li>●納期達成率 (100%)</li> <li>●保証品質達成率 (100%)</li> <li>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</li> </ul>	<p>(2) その他の製品</p> <p>イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入</p> <p>切手等の製品については、政府による緊急事態宣言発令の対象期間中は接触機会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら、製造工場における部門間での人員交流や工場間での製品交流を実施することにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。</p> <p>ロ 発注者の要望を踏まえた提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便切手 発注者からの要望を踏まえ、特殊基材に関する技術の提案を行い、特殊切手の契約を締結した (9月)。</li> <li>・ 各種証明書類 納税証明書の電子的提供についての提案が採用され、契約 (6月) を締結し、納入した (2月)。</li> </ul> <p>ハ 品質管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本局及び工場間における品質管理打合せ会 (5月、令和3年3月) を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的業務の改善に取り組んだ。</li> <li>・ 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況等を計画的に点検することにより、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。</li> </ul> <p>なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>ニ 番号通知書類 (以下「通知カード」という。) の製造・管理</p> <p>通知カードの製造・管理について、次のとおり情報漏えい防止、工程管理の徹底等の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報加工業務における特定個人情報に係る安全管理措置 (人的措置、技術的措置、管理体制) 点検を実施 (7月) し、情報漏えい防止等のセキュリティを確保した。</li> <li>・ 委託業者に対して、作業マニュアルの遵守を含めた工程管理を徹底させるとともに、情報セキュリティに関する報告書を提出させ、委託先においてもセキュリティ対策が確保されていることを把握した (4月～6月)。また、委託先へ赴き仕様書及び安全管理措置指導書に基づく管理体制及び業務の履行状況について監査を行い (7月)、適正であることを確認した。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>切手等の製品については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、人員交流や製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に製造・納入している。</p> <p>発注者の要望を的確に把握するとともに、国立印刷局の技術力を活かした提案をし、契約を締結している。</p> <p>PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な打合せ会による情報共有や作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>通知カードの製造管理体制について点検確認を行うとともに、通知カードの委託業者に対して、作業マニュアルの遵守等について指導するなど、情報漏えい防止、工程管理の徹底を図っている。</p> <p>以上のことから、「その他の製品」については、定</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>徹底した品質・製造管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>切手等の製品については、緊急事態宣言発令中に出勤人員を抑制するなど感染症対策を講じつつ、繁忙期においては、製造計画を前倒しして対応するなど、柔軟な製造体制の下で契約に基づく確実な製造及び納品が行われている。本局・工場間を含め、各種打合せを通じて製造プロセスの改善を継続的に行うなど品質管理及び情報管理の徹底が図られた結果、情報の漏えいや製品の紛失・盗難も発生していない。</p> <p>番号通知書類の製造・管理については、情報加工業務における特定個人情報に係る安全管理措置の点検を実施したほか、委託事業者に対し、作業マニュアルの遵守を指導するなど工程管理の徹底に努めた。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>	

			<p>なお、通知カードについては、「情報通信技術の活用による行政手続等における関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」の施行に伴い、6月に製造を終了した。</p> <p>ホ 感染症の感染拡大防止への対応（「Ⅶ1. (3) リスクマネジメントの強化」参照）</p>	<p>量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）</p> <p>特になし。</p>
---

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	官報等事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】 I-3-(1) 【困難度：高】 I-3-(1)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-3-(1) 官報の編集・印刷													
掲示すべき時間での官報 掲示達成度	100%	100%	100%	/	/	/	/	売上高（百万円）	10,774	/	/	/	/
官報情報検索サービスの サービス稼働率	99.5%	100%	100%					売上原価（百万円）	7,372				
インターネット版官報の サービス稼働率	99.0%	100%	100%					販売費及び一般管理費 (百万円)	745				
インターネット版官報及 び官報情報検索サービスの 広報活動件数	過去5年 平均以上	[各年度目標値] 59件	[58] 53件					営業費用（百万円）	8,117				
100ページ当たり訂正 記事箇所数の削減	過去5年 平均以下 (100以下)	[各年度目標値] 0.23 (96)	[0.22] 0.14 (64)					営業利益（百万円）	2,657				
I SMS 認証の維持・更新 の有無	有	有	有					従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205				
情報漏えい・紛失発生の有 無	無	無	無										
I-3-(2) その他の製品													
受注数量製造率	100%	100%	100%	/	/	/	/			/	/	/	/
納期達成率	100%	100%	100%										
保証品質達成率	100%	100%	100%										

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
				<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>「官報等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>「官報の編集・印刷」については、困難度が「高」であることに加え、官報原稿の電子入稿により作業の迅速化が図れる省庁用官報原稿オンライン受付システムを導入するなど、業務プロセスの改善などに着実に取り組んでいる。また、「その他の製品」については、発注者からの納期等に関する要請に対して、的確かつ確実に対応している。</p> <p>以上のことから、「官報等事業」については、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>評定 A</p> <p>「官報等事業」については全2項目中1項目が「A」評価となっているほか、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。</p> <p>官報等各種製品の製造に際しては品質管理等にかかるPDCAサイクルを適切に機能させていると認められるほか、官報原稿の電子入稿を促進する観点から、新たに省庁用官報原稿オンライン受付システムの運用を開始し、利用者からの問い合わせ対応等利便性の向上に努めるなど取組を着実に実施していることは評価できる。</p> <p>以上のことから、「官報等事業」については全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。</p>	
<p>官報等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。</p>						

4. その他参考情報
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(1)	官報の編集・印刷		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第6号及び第7号官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）
当該項目の重要度・困難度	<p>【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。</p> <p>【困難度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標（指数）	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
掲示すべき時間での官報掲示達成度	100%	100%	100%	/	/	/	/	売上高（百万円）	10,774	/	/	/	/
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%	100%	100%					売上原価（百万円）	7,372				
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%	100%	100%					販売費及び一般管理費（百万円）	745				
インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数	過去5年平均以上	[各年度目標値] 59	[58] 53件					営業費用（百万円）	8,117				
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年平均以下（100以下）	[各年度目標値] 0.23 (96)	[0.22] 0.14 (64)					営業利益（百万円）	2,657				
ISMS認証の維持・更新の有無	有	有	有					従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205				
情報漏えい・紛失発生の有無	無	無	無										

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
			業務実績	自己評価	評価	理由									
<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>平常時はもとより、災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実にされるよう官報の製造体制を維持するとともに、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応することにより、課せられた役割を果たす。</p> <p>また、電子媒体による官報の需要の高まりを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、インターネット版官報や官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。</p> <p>さらに、利用者ニーズを把握し、入稿の方法及び手続を必要に応じ改善することなどを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。</p>	<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>官報については、掲示すべき時間での確実な官報掲示を行います。</p> <p>国内外の緊急時や大地震の発生時等における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に行うことができるよう、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の構築・維持に取り組み、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。</p> <p>また、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を適切に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については99.0%以上、官報情報検索サービスについては99.5%以上の稼働率となるよう取り組みます。</p> <p>さらに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報や官報情報検索サービスの周知に努めます。</p> <p>作業考査や点検等を通じて品質管理及び製造工</p>	<p>● 掲示すべき時間での官報掲示達成度(100%)</p> <p>○ 緊急官報の製造に向けた体制の維持</p> <p>● インターネット版官報のサービス稼働率(99.0%)</p> <p>● 官報情報検索サービスのサービス稼働率(99.5%)</p> <p>● インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数(過去5年平均以上)</p> <p>● 100ページ当たり訂正記事箇所数の削減(過去5年平均以下)</p> <p>● ISMS認証の維持・更新の有無</p> <p>● 情報漏えい・紛失発生の有無</p>	<p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>イ 官報の確実な掲示</p> <p>掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うため、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に取り組んだことにより、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。また、新型コロナウイルス感染症対策や自然災害等の緊急を要する法令等の公布に関する特別号外については、内閣府の要請に基づき、入稿当日に製造・掲示した。</p> <p>さらに、平常時はもとより、政府による緊急事態宣言発令の対象期間中を含め、職員の接触機会を可能な限り抑制するため、物理的な対策を講じるなど職場環境を整備し、感染拡大防止策を徹底した上で、官報の迅速かつ確実な掲示を行った。</p> <p>なお、発行された官報は873件であり、このうち特別号外(通常発行以外の官報号外)は99件(うち19件は入稿当日に発行)であった。</p> <p>【内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 紙</td> <td>243件</td> </tr> <tr> <td>号 外</td> <td>288件</td> </tr> <tr> <td>特別号外</td> <td>99件(うち19件は入稿当日に発行)</td> </tr> <tr> <td>政府調達公告版</td> <td>243件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 緊急官報発行のための体制の構築・維持</p> <p>緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、製造訓練等を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府主催の「防災の日」総合防災訓練の一環として、内閣府と連携し本局及び東京工場において緊急官報製造訓練を行った(9月)。</li> <li>緊急官報の発行要請に確実に対応するため、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し、参集経路の確認を行った(11月)。</li> <li>緊急時における官報製造手順の定着化を図るため、政府の総合防災訓練に加え、国立印刷局の自主的取組として、内閣府と連携し、国立印刷局連絡者の不在を想定した代理者による緊急官報製造訓練を実施した(令和3年2月)。</li> </ul> <p>ハ 官報電子配信の安定稼働</p> <p>官報配信システムについては、定期的に配信拠点(注1)の切替え</p>	種 別	件 数	本 紙	243件	号 外	288件	特別号外	99件(うち19件は入稿当日に発行)	政府調達公告版	243件	<p>&lt;評定と根拠&gt;評定：A</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、関係部門間の連携や情報共有を図りつつ、柔軟な体制の維持に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症対策や自然災害等の緊急を要する法令等の公布に関する特別号外についても確実に対応するなど、官報の迅速かつ確実な掲示に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>緊急官報製造訓練を実施したほか、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し参集経路の確認を行うなど、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応できるように取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスについては、定期的に配信拠点の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めている。また、日常管理を徹底することにより、官報電子配信の安定稼働に取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報</p>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行ったか。</p> <p>非常時においても確実に対応できる製造体制を維持したか。</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化を図ったか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>内閣府との連携を図りつつ、人員の部門間交流を通じて多能化を推進するなど、緊急事態宣言発令中に出勤人員を抑制した中でも機動的な製造体制を維持したことにより、新型コロナウイルス感染症対策関連等の特別号外を含め873件全ての官報を掲示すべき時間に掲示している。また、関係部門間による連絡会において訂正記事発生原因の分析や再発防止策の検討を進めた結果、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.14箇所と過去5年間の実績平均値0.22箇所を下回っている。ISMS認証を継続したほか、各種研修や秘密管理点検などの取組を確実に行った結果、公開前情報の漏えいや紛失は発生していない。</p> <p>加えて、官報原稿の電子入稿を促進する観点から、新たに省庁用官報原稿オンライン受付システムの運用を開始し、利用者からの問い合わせ対応等利便性の向上に努めるなど取組を着実に実施している。</p> <p>なお、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数については、所期の定量目標を5件下回っているが、計画していたイベント等のうち6件が感染症拡大の影響により</p>
種 別	件 数														
本 紙	243件														
号 外	288件														
特別号外	99件(うち19件は入稿当日に発行)														
政府調達公告版	243件														

	<p>程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去5年間の実績平均値(100ページ当たり)を100とした相対比率について、100以下となるよう取り組みます。</p> <p>情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム(I SMS)の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止等の更なる措置を講じます。また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。</p> <p>電子入稿については、利用者ニーズを把握しつつ、入稿期限の短縮等を目的とした完全原稿による入稿への協力要請を引き続き行うとともに、法制執務業務支援システム(注)との連携や新たな原稿受付システムの導入を図るなど、必要に応じて入稿の方法や手続に係る改善を行うほか、令和2年度から運用を開始する新たな原稿受付システムの円滑な運用に向けて、操作説明会の開催や相談窓口を新設し、その</p>	<p>○電子入稿を行う者の拡大</p> <p>○作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組</p>	<p>を実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めた。また、インターネット版官報や官報情報検索サービスなどの官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステム稼働状況の管理を確実に実施した。</p> <p>また、官報配信システムへの負荷軽減や掲載情報の不正利用防止への対応として、同サービスの利用規約の改訂等を行った(8月)。</p> <p>以上の結果、官報情報検索サービス及びインターネット版官報のサービス稼働率は、100%となった。</p> <p>(注1) 配信拠点</p> <p>官報電子配信のバックアップ体制の強化として平成29年度に官報配信システムを複数の拠点に設置</p> <p>ニ インターネット版官報等の周知</p> <p>操作講習会における実演や各地方方法務局に官報普及用リーフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動を行った(53件)。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、各種イベントの開催が中止等となり、さらに、図書館への訪問活動も制限されたことから、直接訪問に代えて電話及びメールによる案内を実施するなど、公立図書館等に対し積極的に広報活動を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に理解と協力を求めることを目的にオンラインで開催された「第22回図書館総合展 ONLINE」のWeb ページに官報紹介のコンテンツを掲載した(1件、11月開催)。</li> <li>なお、「第43回お金と切手の展覧会(大分県)」、「法の日フェスタ in 赤れんが2020」(注2)のイベントについては、出展を予定していたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催中止となった。</li> <li>公立図書館が実施する操作講習会に職員を講師として派遣し、官報情報検索サービスの操作方法等について、講習を実施した(2件、7月・12月)。</li> <li>なお、上記以外に4件の講習を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止となった。</li> <li>各地方方法務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報検索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した(50箇所、4月・7月・10月・令和3年1月)。</li> </ul> <p>(注2) 法の日フェスタ in 赤れんが</p> <p>法の役割や重要性を考えるきっかけとなるよう、毎年、法の日週間(10月)に合わせ、法務省及び最高検察庁が開催するイベン</p>	<p>及び官報情報検索サービスの広報活動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画していたイベントや講習会59件のうち6件が中止となった結果、53件(年度目標58件以上)の実施となったが、オンラインによるイベントに参加するなど当該サービスの利用促進に向けて、積極的に取り組んでいる。</p> <p>訂正記事箇所数については、部門間で連携し、発生原因の分析や再発防止策を確実に実施することにより、削減に向けて取り組んでいる。</p> <p>公開前情報については、I SMSの認証維持に取り組むとともに、研修や職場内教育等を実施した。また、官報原稿の取次業務を行う委託業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、書面等を用いた教育、指導を行うなど、情報管理の徹底を図ることにより、情報漏えいや紛失を発生させていない。</p> <p>令和2年4月から本運用を開始した省庁用官報原稿オンライン受付システムにより、利用者の利便性の向上及び業務の効率化が図られた。また、利用者</p>	<p>中止となったことによるものである。</p> <p>本項目については困難度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>
--	--	--	--	---	---

	<p>促進に努めます。</p> <p>なお、平成30年度から取り組んでいる業務プロセスの改革を継続的に推進し、作業の迅速化や業務の効率化に取り組みます。</p> <p>(注) 法制執務業務支援システム(e-LAWS)</p> <p>法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p>		<p>ト</p> <p>ホ 訂正記事箇所数削減に向けた取組</p> <p>作業考査や点検等を実施することにより、品質管理・製造工程管理に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間による連絡会(官報正誤連絡会)を毎月開催し、訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.14箇所となり、過去5年間の実績平均値(0.22箇所)を下回った。</p> <p>ヘ 公開前情報等の管理</p> <p>東京工場において、ISMS(情報セキュリティ・マネジメント・システム)の運用及び情報管理意識の啓もう並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISMSについては、外部審査機関の維持審査を受審し、認証を継続した(12月)。</li> <li>・ ISMSに係る教育・訓練(新規職員等研修:4月、実務研修:6月、リスク分析研修:7月、幹部職員研修:8月)及び内部監査を実施した(9月)。</li> <li>・ 官報製造従事者等を対象にインサイダー取引等に対する意識の啓もうと不正行為の未然防止を目的とした研修を行った(7月)。</li> <li>・ 官報原稿の取次業務を行う委託業者(官報販売所等)に対するインサイダー情報を含む掲載前情報と個人情報の適切な取扱いに係る研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、書面実施に代えた(6月、11月、12月)。また、今年度は全国的な実地確認が困難な状況であったことから、一部の代表的な委託業者を視察し、情報類の保管・管理状況及び作業状況の調査を行い、情報管理等について指導を行った(6月、11月)。更に、全委託業者に対して書面による調査を行い、適切な情報管理について指導を行った(6月、11月、12月)。</li> <li>・ 官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止を目的に作業考査や秘密管理点検(注3)を実施し、標準やその他の作業に関する内部規程に基づき、作業が適正に実施されていることを確認した(作業考査:4月~令和3年3月、秘密管理点検:令和3年2月)。</li> </ul> <p>なお、情報漏えい・紛失の発生はなかった。</p> <p>(注3) 秘密管理点検</p> <p>リスク事案の対策や各種規程類の遵守状況を確認するために、官報部職員が実施する点検</p>	<p>からの問い合わせ対応や利用していない各府省に対して利用を促すなど、オンラインによる電子入稿の拡大に向けて取り組んでいる。</p> <p>官報業務プロセス改善については、技術検証を行ったほか、官報システムの更新に伴う業務のデジタル化策の検討を行うなど、業務の効率化・省力化に向けて取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「官報の編集・印刷」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画していたイベントや講習会59件のうち6件が中止となった結果、53件(年度目標58件以上)の実施となったが、その代替手段として、オンラインによるイベントに参加するなど当該サービスの利用促進に向けて、積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、その他の定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	
--	--	--	--	---	--

			<p>ト 電子入稿の推進</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各府省庁に協力要請を行うなど、電子入稿の推進を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省庁用官報原稿オンライン受付システム（注4）の運用を開始し、利用者からの問い合わせ対応等を行い、利便性の向上に努めた結果、13,500件（うち政府や各府省などが公布する法律、政令等の文書は令和元年度1,090件に対し、令和2年度7,577件）が電子入稿された。また、省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用実績がない各府省に対して、積極的に利用を促した（5月、9月、10月、12月、令和3年1月）。</li> <li>総務省が所管する法制執務業務支援システム（注5）については、総務省行政管理局と連携を図り、電子入稿の促進に努めた。また、総務省から依頼のあった次期法制執務業務支援システムの開発に際し、利用部門における改善要望を整理し総務省へ提案した（6月）。</li> </ul> <p>（注4）省庁用官報原稿オンライン受付システム 政府共通ネットワーク上で、各府省等からの官報の原稿を電子的に受け付けることができるシステム</p> <p>（注5）法制執務業務支援システム（e-LAWS） 法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p> <p>チ 官報業務プロセス改善の取組</p> <p>官報業務プロセス改善を円滑に進めるため、技術的な課題の管理や実作業のスケジュール管理などに留意して、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官報製造業務におけるICT（情報通信技術）の活用を見据え、工場関連部門と連携して4件の技術検証を行い、結果を取りまとめた（8月～11月）。</li> <li>技術検証の結果から、ソフトウェア等について官報製造への業務適合性に関する評価を行った（12月）。</li> <li>官報システム更新に伴い、業務のデジタル化策も含め検討を進めた。</li> </ul>		
--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載） 特になし。</p>

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第6号及び第7号
当該項目の重要度・困難度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	/	/	/	/	売上高（百万円）	10,774	/	/	/	/
納期達成率	100%	100%	100%					売上原価（百万円）	7,372				
保証品質達成率	100%	100%	100%					販売費及び一般管理費 （百万円）	745				
								営業費用（百万円）	8,117				
								営業利益（百万円）	2,657				
								従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205				

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(2) その他の製品</p> <p>国会用製品等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>国会用製品等の製品については、品質管理及び製造工程管理に取り組み、数量確認、進捗管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づき数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。</p> <p>また、受注環境の変化に的確に対応するとともに、製品の製造に当たっては、作業考査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。</p> <p>なお、引き続き、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行いません。</p>	<p>●受注数量製造率 (100%)</p> <p>●納期達成率 (100%)</p> <p>●保証品質達成率 (100%)</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>イ 国会用製品等の確実な製造及び納入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国会用製品等については、作業考査や標準点検を実施し、徹底した情報管理及び製造工程管理に取り組みとともに、政府による緊急事態宣言発令の対象期間中は接触機会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら、製品交流を実施するなど柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。</li> <li>なお、発注者による校了を経て製造した法律案に誤りが生じていることが判明したが、手続上は発注者との契約に則って納品されている。しかしながら、製造工程における課題も認められたことから、改善に向けて取り組むこととしている。</li> <li>発注者からの納期に係る要請に対して、可能な限り短納期で納入するなど柔軟な対応を図るとともに、製品仕様等に疑義が生じた場合は、速やかに発注者へ確認するなど、製品の確実な製造に取り組んだ。また、デジタル化の進展等による受注環境の変化に対しては、製品仕様の変更に向けた提案を行うなど、柔軟かつ適切に対応した。</li> <li>作業考査において、過去に把握された課題に係る改善策の履行状況を確認するとともに、再検証を実施し、必要に応じて新たな改善策を講ずるなど、製造過程の強化に取り組んだ。</li> </ul> <p>ロ 一般競争入札への参加</p> <p>官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B</p> <p>国会用製品等については、作業考査や標準点検を実施することにより、情報管理及び工程管理の徹底に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき納期までに規格内製品を確実に製造・納入している。</p> <p>また、発注者からの要請やデジタル化の進展等による受注環境の変化に対して、柔軟かつ適切に対応している。</p> <p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>国会用製品等については、緊急事態宣言発令中に出勤人員を抑制した中でも発注者からの要望に対して柔軟に対応しつつ、部門間での人員交流及び製品交流を図ることにより、契約数量の全てについて規格内製品を納期までに納品している。</p> <p>定性的な取組として、受注製品の製造に際して発注者からの数量や納期の変更等の要望に対し、製造計画を見直すなど柔軟に対応しているほか、原稿の不備など顧客要因による不良品の発生を未然に防ぐために能動的な確認行為を実施している点は評価できる。</p> <p>発注者による校了を経て製造した法律案に誤りが生じていることが判明したが、手続上は発注者との契約に則って納品されており、また、本項目のその他の実績は、全ての定量的な指標を達成していることから「B」評価とする。</p> <p>なお、法律案の誤りについては、当局の製造工程における課題も認められたことから、改善に向けて取り組むこととしている。</p>	

4. その他参考情報
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(1)	組織の見直し		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
給与水準の公表の有無	有		有					
(参考指標) 期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）		4,153人	4,197人					令和6年度末の常勤役職員の総数を原則、令和元年度末以下とする。
(参考指標) 売上高人件費比率		41.4%	41.6%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 「国家公務員の総</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 組織の見直しについては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう安定的な業務運営に配慮しつつ、業務の効率性や業務</p>	<p>○適正な人員配置</p> <p>○組織の効率化（参考指標：期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率）</p> <p>※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役職員の報酬・給与等につ</p>	<p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）に伴うフルタイム再任用職員の雇用期間の延長や、職員の高年齢化の進展による今後の大量退職の状況を踏まえつつ、設備投資や組織体制の見直しによる効率化、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮の上、令和3年度に向けた人員計画を策定した（6月）。</p> <p>当該人員計画に基づき、令和3年度期首に向けて、業務量等に応じた適正な人員配置や組織の効率化を図るため、一部組織の改正を行った。</p> <p>また、再任用職員の希望調査や、今後も段階的に実施される年金支給開始年齢の引き上げに伴うフルタイム再任用職員の雇用期間の延長等の状況を踏まえつつ、将来的な人員推移に関するシミュレーションを実施し、令和4年度に向けての人員計画の策定に着手した（11月）。</p> <p>期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）及び売上高人件費比率（注）の実績については、下表のとおりである。</p> <p>(注) 売上高人件費比率＝人件費÷売上高</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>フルタイム再任用職員の雇用期間の延長により常勤職員数が一時的に増加する一方、職員の高齢化の進展による大量退職が見込まれる状況において、業務の質を維持するため一定数の職員の採用を実施している。加えて、設備投資や組織の見直し、また、業務量に応じた人員配置を行うこと等により、人員数の抑制を図り、業務を効率的かつ確実に実施する体制の確保に取り組ん</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>業務の効率化や業務量を考慮しつつ、組織の効率化が図られたか。</p> <p>適正な給与水準の維持に取り組んだか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>フルタイム再任用職員の増加やその後の大量退職を見据えた中期的な人員の増減数と業務量、技術の伝承等を考慮した上で人員計画を策定しているなど、組織の効率化や適正な人員配置に取り組んでいる。</p> <p>職員の給与については、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与水準を考慮して適</p>	

<p>人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に          ② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。</p>	<p>量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組みます。          ② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続きラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準をホームページにおいて公表します。</p>	<p>いて」中の「Ⅲ 総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」をいう。          ○適正な給与水準の維持          ●給与水準の公表の有無</p>	<table border="1" data-bbox="1222 136 1926 640"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末常勤役職員数（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和 2 年度末</td> <td>役員 7 人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 3,887 人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 303 人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,197 人 (3.31 付け退職者の 252 人を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和元年度末</td> <td>役員 7 人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 3,938 人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 208 人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,153 人 (3.31 付け退職者の 148 人を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1222 682 1926 829"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上高人件費比率（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>41.6%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>41.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 令和 2 年度における国立印刷局役職員の給与水準については、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員（以下「一般職給与法適用国家公務員」という。）の給与水準と比較した年齢勘案のラスパイレス指数が、事務・技術職員が 93.4（令和元年度：93.1）、研究職員が 79.3（令和元年度：80.8）となり、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、ホームページで公表した（6 月）。</p>		期末常勤役職員数（参考指標）	令和 2 年度末	役員 7 人	一般職員 3,887 人	フルタイム再任用職員 303 人	合計 4,197 人 (3.31 付け退職者の 252 人を含む)	令和元年度末	役員 7 人	一般職員 3,938 人	フルタイム再任用職員 208 人	合計 4,153 人 (3.31 付け退職者の 148 人を含む)		売上高人件費比率（参考指標）	令和 2 年度	41.6%	令和元年度	41.4%	<p>でいる。          令和 2 年度における給与水準については、一般職給与法適用国家公務員の給与を参酌しつつ、現行の給与水準を維持しており、ラスパイレス指数では、一般職給与法適用国家公務員より低い水準となっている。          以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。          &lt;課題と対応&gt;          特になし。</p>	<p>正水準となるよう取り組んでおり、令和 2 年度の水準は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員より低いものとなっている。          なお、総務省が策定したガイドラインに基づき、ラスパイレス指数についてはホームページで公表を行っている。          以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
	期末常勤役職員数（参考指標）																						
令和 2 年度末	役員 7 人																						
	一般職員 3,887 人																						
	フルタイム再任用職員 303 人																						
	合計 4,197 人 (3.31 付け退職者の 252 人を含む)																						
令和元年度末	役員 7 人																						
	一般職員 3,938 人																						
	フルタイム再任用職員 208 人																						
	合計 4,153 人 (3.31 付け退職者の 148 人を含む)																						
	売上高人件費比率（参考指標）																						
令和 2 年度	41.6%																						
令和元年度	41.4%																						

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)          特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(2)	業務の効率化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(参考指標) 経費率		88.7%	84.5%	/	/	/	/	令和2年度から令和6年度における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする。
情報システム整備運用計画の策定の有無	有	有	有					
調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	○	○	○					
調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	有	有	有					
契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	0件	0件	0件					
(参考指標) 障害者就労施設等からの調達の実施（件数及び金額）		44件 9百万円	45件 9百万円					
								一般競争入札による実績 令和元年度 1件 3百万円 令和2年度 1件 3百万円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(2) 業務の効率化</p> <p>① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率(研究開発費を除く)の低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。</p> <p>また、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p> <p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則</p>	<p>(2) 業務の効率化</p> <p>① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率(研究開発費を除く)(注)の低減目標の達成に向けて必要な取組を行います。</p> <p>情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を実施します。</p> <p>(注) 経費率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費 - 研究開発費) / 売上高</p> <p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を</p>	<p>○ 効率化に向けた業務の見直し</p> <p>○ 業務の効率化の推進(参考指標: 経費率(研究開発費を除く))</p> <p>※ 経費率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費 - 研究開発費) / 売上高</p> <p>● 情報システム整備運用計画の策定の有無</p> <p>○ 適時適切な情報システム関連機器の更新</p> <p>● 調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p>	<p>(2) 業務の効率化について</p> <p>① 経費率の低減及び情報システム関連機器の更新</p> <p>イ 予算の適切な執行等によるコスト削減</p> <p>令和2年度から令和6年度までの中期的な観点から設定した経費率(注1)の低減に向けて取り組んでいる。</p> <p>令和2年度の経費率は、予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、各室・部及び各機関等と連携・調整を図り、コスト削減に努めることにより、84.5%となった。(平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値は88.7%(注2))。</p> <p>(注1) 経費率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費 - 研究開発費) / 売上高</p> <p>(注2) 中期的な観点から参考となるべき事項として設定している令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした、当該期間における経費率の目標(令和2年度から令和6年度までの経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの実績平均値以下とする。)</p> <p>ロ 情報システムに係る整備運用計画の策定等</p> <p>情報システムの機能性・利便性の向上等を目的とした関連機器等の更新を円滑かつ確実に実施するため、情報システム整備運用計画を策定(6月)し、当該計画に基づき関連機器等の更新を行った。</p> <p>なお、更新等した情報システムは、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合予算・決算書システム(5月)</li> <li>・ 製造管理システム(5月)</li> </ul> <p>② 調達等合理化計画の取組等</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画(以下「合理化計画」という。)を策定し、ホームページで公表した(6月)。</p> <p>合理化計画について、その策定に当たっては、調達等合理化・契</p>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt; 評価: B</p> <p>経費率については、令和2年度において、予算の適切な執行に係る管理を適切に実施し、コスト削減に努めることにより、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値を下回っている。今後も令和2年度から令和6年度までの低減目標達成に向け、予算執行管理を適切に行い、可能な限りのコスト削減に努めることとする。</p> <p>策定した情報システム整備運用計画に基づき情報システム関連機器等の新設・更新を計画的に実施することにより、各情報システムの機能性・利便性の向上による業務の効率化・迅速化の推進を図っている。</p> <p>調達の合理化については、合理化委員会による点検を受けつつ、着実に実施している。</p> <p>その結果、合理的な契約方式に変更した原材料の購入等において各契約案件の当初提示額に対し価格交渉を行うことにより、単価の</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt;</p> <p>固定費の削減に向けた取組が着実に実施されたか。</p> <p>契約の適正化が図られたか。</p> <p>民間への業務委託が検討されたか。</p> <p>&lt; 評価に至った理由 &gt;</p> <p>情報システム整備運用計画を策定し、関係機器の更新等を着実に実施している。</p> <p>調達にかかる契約については、策定した調達等合理化計画に基づいて着実な取組を実施しており、契約監視委員会等の審議において不適切とされた契約は発生していない。また、一者応札・一者応募の削減にも積極的に取り組んでいるほか、随意契約に依らざるを得ない契約に対しても価格交渉を精力的に行うことで契約金額の削減に努めていることは評価できる。また、官公需にかかる中小事業者の受注確保や障害者就労施設等からの調達の実施についても、着実な取組が行われている。</p> <p>なお、令和2年度の経費率については、予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、コスト削減に努めることにより、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値を下回っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>	

<p>として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p> <p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第92号)に基づいた調達を行うよう努める。</p> <p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」</p>	<p>推進します。</p> <p>公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、令和2年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。</p> <p>また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)の趣旨に基づき、中小企業者、障害者就労施設等及び母子・父子福祉団体等からの調達に努めます。</p> <p>なお、障害者就労施設等からの調達については、前年度の実績を上回るよう取り組みます。</p> <p>③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術を始めとする秘密</p>	<p>●調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無</p> <p>●契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数(0件)</p> <p>○障害者就労施設等からの調達の実施(参考指標:件数及び金額)</p> <p>○民間への業務委託の検討</p>	<p>約検証委員会(以下「合理化委員会」という。)の審議を経て、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受け、その点検結果をホームページで公表した(7月)。</p> <p>合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況について、合理化委員会において点検し、了承された(6月、7月、11月)。</p> <p>合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 合理化計画に基づく取組</p> <p>(イ) 重点的な取組</p> <p>(随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原材料等購入に関する調達において、技術審査合格者が複数となる見込みがないことを確認した29品目(23件)について、随意契約を締結した。</li> <li>生産設備の購入に関する調達において、銀行券の製造に係る機器その他の特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器について、製造業者等が一に限定されるものを当該業者等から直接購入する1件の契約について、随意契約を締結した。</li> <li>生産設備の保守・修理等に関する調達において、特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器であって、当該機器の製造者その他の特定の者でなければ、修理、改造又は保守点検等を行うことができない5件の契約について、随意契約を締結した。</li> <li>技術審査を要しない原材料等購入に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている10件の契約について、特定の1者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が1者であったことから、随意契約を締結した。</li> <li>生産設備の購入、生産設備及び生産設備以外の保守・修理</li> </ul>	<p>削減を図り(合計73百万円)、事務の合理化及び経費の削減に寄与している。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底については、契約事務フローの点検を実施し、その結果に基づきマニュアルの改訂を行うなど、リスクの低減及び契約事務の適正化を推進している。</p> <p>一者応札・一者応募の削減に取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。</p> <p>民間への業務委託については、継続可否について検討を行うとともに、委託先における管理状況の点検等を適時、確実に実施し、秘密情報の漏えい防止に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
---	--	--	---	---	--

<p>(平成27年12月16日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>情報の漏えい防止に留意しつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。</p>		<p>等に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている34件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であったことから、随意契約を締結した。</p> <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から14百万円削減した。</p> <p>(更なる合理的な契約方式への移行)</p> <p>更なる調達の合理化を図るため、随意契約への移行を予定する案件(1件)について、一般競争入札により調達した原材料等ではあるものの、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促したものの、他者の参入がなく唯一の技術審査合格者による一者応札が連続していたことから、過去に随意契約へ移行した技術審査合格者が一者のみの原材料等の案件と同様に要件を整理した。</p> <p>随意契約への移行について、契約監視委員会において審議を受け了承された(12月)。</p> <p>(原材料等に係る技術審査)</p> <p>技術審査を実施している原材料等について、参入業者を拡大するため、技術審査に関する情報をホームページで公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対して、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。</p> <p>(ロ) 調達に関するガバナンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合理化委員会において新規の随意契約及び2か年度連続して一者応札・応募となった契約全件について点検(7月、11月)し、その点検結果を契約監視委員会に諮った(7月、12月)ところ、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められたものはなかった。</li> <li>・ 新規の随意契約案件(8件)について、合理化委員会において事前に点検し、了承された(6月:3件、9月:1件、10月:1件、令和3年3月:3件)</li> <li>・ 契約実務担当者として必要な知識・技能の付与、レベルアップを目的とした研修を実施した(9月、11月)。</li> <li>・ 契約事務フローの各プロセスに潜在する各リスクについて、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を含め、「契約事務フロー点検実施結果」として取りまとめた(令和3年3月)。</li> </ul>		
--	---	--	--	--	--

			<p>(ハ) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札・応募に係る取組として、令和元年度における一者応札等に係る要因分析を行い、これまで以上に入札参加可能と思われる業者に声掛け等行った結果、前回一者応札・応募であった 25 件の契約が二者以上の応札・応募となった。</li> <li>少額随意契約に係る取組として、少額随意契約としていた購入契約等について、仕様書の見直し等を行った上で統合し、一般競争入札に移行した (2 件)。</li> <li>情報開示の取組として、参入業者をできる限り多く確保するため、ホームページで、契約発注見通しを公表した (6 月 : 211 件、11 月 : 273 件)。また、毎月の契約実績について、ホームページで公表した。</li> </ul> <p>ロ 契約監視委員会における定期的な契約の点検の実施</p> <p>新規の随意契約及び 2 か年度連続して一者応札・応募となった契約に関して、契約監視委員会において点検を受けた結果、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められたものはなかった (7 月、12 月)。</p> <p>なお、審議概要については内部の手続を得てホームページで公表した (9 月、令和 3 年 1 月)。</p> <p>ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく対応</p> <p>(イ) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応</p> <p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年法律第 97 号) に基づき、「令和 2 年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約方針」を策定しホームページで公表する (10 月) とともに、新規中小企業者が紹介されているサイト「ここから調達」(独立行政法人中小企業基盤整備機構) を活用し、各機関において近隣の新規中小企業者の契約への参加を促すなど、継続的に中小企業者の受注機会の増大に取り組み、令和 2 年度における金額は、6,912 百万円となった (令和元年度 : 6,505 百万円)。</p> <p>(ロ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく対応</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号) に基づき、「令和 2 年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの</p>		
--	--	--	--	--	--

				<p>物品等の調達を推進を図るための方針」を策定しホームページで公表する（4月）とともに、障害者就労施設等から物品等の調達に取り組み、調達件数及び金額は、45件、9百万円（うち、一般競争入札1件、3百万円）となった（参考指標 令和元年度：44件、9百万円（うち、一般競争入札1件、3百万円））。</p> <p>(ハ) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法に基づく対応</p> <p>「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）に基づき、母子・父子福祉団体から物品等の調達に取り組み、調達件数及び金額は2件、10千円となった（令和元年度：2件、9千円）。</p> <p>(ニ) 共同調達の実施に向けた対応</p> <p>日本銀行券等の製造を行う法人としての特性を踏まえつつも、共同調達の相手方及び調達案件の選定を進め、令和2年7月に共同調達先（独立行政法人）と実施に向けて協議を行い、消耗品（防災用品等）の共同調達を実施した。（12月：1件）</p> <p>③ 民間への業務委託の検討</p> <p>通知カードの製造については、業務委託の継続に係る検討を行った上で、業務委託を実施するとともに、偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止の観点から、取扱情報の確認や秘密情報の取扱いに応じた委託業者への点検・確認を行うなど、適正な業務委託の実施に取り組んだ。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制	前年度以下	6,389百万円	6,722百万円	/	/	/	/	事業計画は104%以上	
経常収支率	100%以上	109%	108%						
独立行政法人通則法に基づく情報開示	100%	100%	100%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項 国立印刷局は、基幹となる銀行券事業が、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下であっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画  1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保  ① 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。  令和2年度の予算、収支計画及び資金計画は、以下のとおりです。  原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握するとともに、事業		① 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 イ 予算、収支計画及び資金計画の策定 業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。また、令和2年度の事業活動の結果、営業利益は、4,631百万円となった。 なお、予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別表のとおりである。  ロ 原価管理の徹底等 原価管理については、原価管理システムを用いて、月次の原価計算を遅滞なく確実に実施することで、原価情報を迅速かつ正確に把握した。また、原価差異発生状況及び発生要因を分析し、各工場への原価情報の提供によりコスト意識を浸透させつつ、効率的な製造等に取り組み、費用の削減に努めた。  さらに、コスト意識の更なる向上を図るため、中央技術系研	<評定と根拠> 評定：B  業務の確実な実施や業務の効率化等を踏まえた予算、収支計画及び資金計画に沿って、予算の執行管理を徹底し、健全な財務基盤の維持・改善を図っている。  販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く）は6,722百万円となった。これはフルタイム再任用職員の増加による人件費の増加（68百万円）、情報セキュリティ対策に係る費用の増加（110百万円）、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の増加（54百万円）及び改刷に必要な費用の増加（107	評定 B  <評価の視点> 事業別の収支や営業収支率を的確に把握し、コスト削減を進めることにより、採算性が確保されたか。  法令に基づく財務内容の情報開示を行ったか。  <評価に至った理由> 月次及び年次の原価計算を確実に実施し原価差異の発生状況や要因の分析を行った上で、必要に応じた改善策を講じているなど、積極的なコスト削減に取り組んでいる。 損益状況や原価に関する各種研修の実施や原価差異の発生状況の共有などコスト意識の浸透を図る取組を引き続き推進したものの、なお、販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く）が6,722百万円と、前年度を上回っている。これは、	

<p>させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。</p>	<p>別管理を行うことにより、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。</p> <p>行政執行法人として、事業の継続性を確保し、事業基盤の強化を図るため、健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することにより、事業継続のための研究開発や設備投資を確実に行います。</p> <p>なお、「経常収支率」は、104%を見込みます。</p> <p>また、「販売費及び一般管理費」について、効率的な使用に取り組みます。さらに、広告宣伝費及び運送費以外の「販売費及び一般管理費」については、前年度以下に抑制するよう着実に取り組みます。</p> <p>(注) 研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。</p>	<p>○原価管理の徹底等によるコスト削減</p> <p>○原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理</p> <p>○販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用への取組（①広告宣伝費、②運送費、③①及び②を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う）</p> <p>●販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制</p> <p>●経常収支率（100%以上）</p>	<p>修において、若年層に対し原価に関する講義（9月、10月）を行い、また、中堅職員に対する原価及び損益情報に関する教育研修（8月、9月、11月、12月）を行い原価管理に関する知識の付与に努めた。</p> <p>ハ 予算の執行管理の徹底</p> <p>中期的な観点から設定した経費率の低減目標の達成に向けて、計画段階において、製品の製造に支障を来さない範囲において、修繕費等の経費の見直しを実施するとともに、その範囲内での執行に努めるなど、予算の執行管理の徹底を図った。また、収入予算についても、製品価格の改定に際しては事前に確認するなど、製品売上の状況を逐一把握し、適切な進捗管理を行った。</p> <p>ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費</p> <p>原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な把握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、銀行券等事業106%、官報等事業118%となった。</p> <p>また、販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）は、広告宣伝費、運送費を含む費用について、四半期ごとにその状況を把握するとともに、各機関と必要性の精査・調整を行うなど効率的な執行に努めたところであるが、6,722百万円となり、令和元年度実績額（6,389百万円）を上回った。これは、(イ)「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)に伴いフルタイム再任用職員が増加したことによる人件費の増加（68百万円）、(ロ)情報セキュリティ対策に係る費用の増加（110百万円）、(ハ)新型コロナウイルス感染症対策に係る費用の増加（54百万円）及び(ニ)改刷に必要な費用（107百万円）によるものである。</p> <p>なお、これらの要因を除いた場合の販売費及び一般管理費は6,383百万円となり、令和元年度実績額を6百万円下回る。</p> <p>経常収支率については、経常収入68,617百万円に対し、経常支出63,797百万円となったことから、108%となった。</p> <p>② 財務内容の情報開示</p> <p>令和元年度の財務諸表について、財務大臣の承認（6月）後、遅滞なく、ホームページにおいて公表（6月）するとともに、独立行政法人通則法に基づき、官報に公告した（7月）。</p>	<p>百万円）によるものである。</p> <p>これらの要因を除いた場合の販売費及び一般管理費は6,383百万円となり、令和元年度実績額を6百万円下回る。</p> <p>なお、採算性の確保を示す経常収支率については、修繕費等の経費の見直しにより、年度目標の100%以上及び事業計画における見込み104%に対して108%と上回っており、指標を達成している。</p> <p>以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、販売費及び一般管理費がフルタイム再任用職員の増加等により、令和元年度実績額を上回ったが、これらの要因を除いた場合は、令和元年度実績額を下回る。</p> <p>また、その他の定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)に伴いフルタイム再任用職員が増加となった人件費の増加、情報セキュリティ対策による委託費の増加、感染症対策の実施及び改刷対応による経費の増加があったことによるものであり、これらの影響を控除した場合は6,383百万円となり前年度を下回ることとなる。</p> <p>経常収支率については108%と目標値の100%を上回っており採算性の確保が図られていると認められる。</p> <p>なお、法令に基づく財務内容にかかる情報開示についても適時適切に実施されている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目について全体としては事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---	---	---	---	---	---

<p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。</p>	<p>●独立行政法人通則法に基づく情報開示（100%）</p>			
---	--	---------------------------------	--	--	--

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

令和2年度の当期純利益は4,579百万円であり、計画に対して1,683百万円増加した。その主な要因は、修繕費及び保守点検費等の経費や、研究開発費等の減によるものである。

なお、国立印刷局は、運営費交付金を受領せず、独立採算による運営を行っている。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	コメント
	IV 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、180億円とします。 (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の約3か月分を見込んでいます。		該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：—  <課題と対応> 特になし。	評定	—

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画  令和2年度においては、虎ノ門二丁目地区再開発事業において取得する権利床（地番：東京都港区虎ノ門二丁目105番）のうち、未使用となる権利床について、現物を国庫納付します。		虎ノ門二丁目地区再開発事業において取得する権利床（地番：東京都港区虎ノ門二丁目105番）のうち、未使用となる権利床について、関係者等と適切に手続を進め、令和3年3月に現物を国庫納付した。	<評定と根拠> 評定：B  虎ノ門二丁目地区再開発事業において取得する権利床のうち、未使用となる権利床について、関係者等と適切に手続を進め、国庫納付している。  以上のことから、「不要財産の処分」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。  <課題と対応> 特になし。	評定 B  <評価の視点> 不要財産について、適切な処分が行われたか。  <評価に至った理由> 虎ノ門二丁目地区再開発事業において取得する権利床のうち、未使用となる権利床について、関係者等と適切に手続を進め、令和3年3月に現物を国庫納付している。  以上を踏まえ、本項目については適切に対応しており、「B」評価とする。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
	VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。		銀行券部中国みつまた調達所久世倉庫敷地の一部（地番：岡山県真庭市久世字角町 2437 番 4 他）において、岡山県真庭市の市道の拡幅工事に伴い、その敷地の一部（6.97 ㎡）につき譲渡の依頼があったことから、業務運営上支障が無いことを確認し、令和2年2月に財務大臣の認可を得て、譲渡に向けて自治体と手続を進め、令和2年4月に譲渡した。 また、平成30年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した小田原工場集水路敷地の残地に関して、引き続き、譲渡に向けて自治体と協議を進めた結果、その一部（地番：神奈川県小田原市桑原字下川原 596 番）につき譲渡の依頼を受け、令和3年2月に財務大臣の認可を得て、令和3年3月に譲渡した。	<評定と根拠> 評定：B  事業計画において予定していなかった重要な財産の譲渡について、その後に自治体から譲渡依頼があったことから、適切に手続を進め、譲渡している。  以上のことから、「重要な財産の譲渡」については、適切に対応していることを踏まえ、「B」と評価する。  <課題と対応> 特になし。	評定 B  <評価の視点> 中国みつまた調達所久世倉庫敷地の一部について、適切に譲渡を行ったか  <評価に至った理由> 事業計画では予定されていなかったものの、市道の拡幅工事に伴い、岡山県真庭市から譲渡要請のあった中国みつまた調達所久世倉庫敷地の一部（6.97 ㎡）については、令和2年2月に処分にかかる主務大臣認可を得て、令和2年4月に譲渡している。 また、平成30年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した小田原工場集水路敷地の残地に関して、一部については、令和3年2月に処分にかかる主務大臣認可を得て、令和3年3月に譲渡している。  以上を踏まえ、本項目については適切に対応しており、「B」評価とする。	

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)  
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(1)	内部統制に係る取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
V. その他業務運営に関する重要事項 1. ガバナンス強化に向けた取組 平成27年4月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。 国立印刷局は国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、以下の各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. ガバナンス強化に向けた取組 国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造していることを踏まえ、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、独立行政法人通則法を始めとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制等を適切に運用し、理事長のトップマネジメントの下、内部統制の充実・強化に取り組みます。  (1) 内部統制に係る取組		(1) 内部統制に係る取組 イ 内部統制の推進 業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用した。また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては不断の見直しを行うなど、PDCAサイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んだ。 具体的な取組は、次のとおりである。 ・ 独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則に基づき、理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、令和元年度業務実績に関する自己評価、令和3年度事業計画や中期設備投資計画など内部統制に係る重要事項について審議した。 ・ 理事長及び各理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じて、コロナ禍における各機関の内部統制上の進捗状況や課題への取組状況等を確認した。(4月～令和3年3月)。  ロ 報告・相談等の徹底に向けた取組 業務における上司・部下間の報告・相談等の重要性について、「報告・相談等の確実な実施に向けた基本方針」(平成30年6月)及び「令和2年度内部統制推進取組計画」(令和2年3月)に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で、理事会、内部統制推進委員会、運営会議等の会議の場において、理事長、理事、		<評定と根拠>評定: B  内部統制に係る取組については、業務方法書に定める内部統制の推進に関する事項等を着実に実施している。 また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては、不断の見直しを行うとともに、関係部門間の情報共有、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた継続的な取組を実施している。  内部監査については、毎年度監査事項を選定し、計画どおり監査を実施することにより、組織内におけるモニタリング	評定 B  <評価の視点> 内部統制の推進に関する規定等に定められた事項を適正に実施したか。  <評価に至った理由> 理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、業務実績や足下の進捗状況など内部統制に係る重要事項を審議したほか、理事長等が各機関へ赴き、またはリモート開催により現場幹部職員との意見交換の場を通じて内部統制上の課題への取組状況等を確認するなど、適正性の確保に向けた取組を着実にやっている。 また、職務意識を啓発する観点から、報告及び相談等の徹底を図るための実施計画にかかる取組状況をフォローアップするとともに、新たに把握された課題については令和3年度の実施計画に反映するなど、業務運営を向上させるためのPDCAサイクルが適切に機能していると認められる。 なお、内部監査についても、監査計画に

<p>(1) 内部統制に係る取組 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組む。</p>	<p>内部統制については、整備した統制環境の下、組織全体で垂直的統制や相互けん制等を有効に機能させることにより実効性を高めるとともに、独立行政法人国立印刷局業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施します。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組みます。</p>	<p>○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施  ○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し</p>	<p>本局各室・部長及び機関長と認識統一を図りつつ、継続的なPDC Aサイクルによる職員の意識啓発に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長、理事が、自ら各機関に出向き、又はリモート開催により各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取組状況及びその課題を確認した(4月～11月)。</li> <li>・ 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関の対象職員の範囲を拡大しつつ、報告・相談等の重要性等について意識啓発を行った(7月～9月)。</li> <li>・ 全職員を対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、上司と部下のコミュニケーションの状況や報告・相談等に対する意識の浸透度等について調査を行った(11月)。</li> <li>・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後の課題として、上司・部下間でコミュニケーションの充実に対する認識にまだ差があることから、これまでの取組を含めて継続的に実施していくため、令和3年度における実施計画を策定した(令和3年2月)。</li> </ul> <p>ハ 内部監査の実施 国立印刷局の経営諸活動の全般にわたる管理及び運営の状況について、内部統制機能の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合規性の視点から、監査事項を選定し、内部監査を実施した。</p>	<p>機能を的確に果たしている。</p> <p>以上のことから、「内部統制に係る取組」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>基づき適切に監査を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---	--	---	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(2)	コンプライアンスの確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件	0件	0件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(2) コンプライアンスの確保 コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。	(2) コンプライアンスの確保 職員に対する研修や講演会の実施等の啓発活動を通じて、更なるコンプライアンスの確保に取り組みます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を実施することで、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行います。また、コンプライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図ります。これらを通じて、業務上	○コンプライアンス確保に向けた確実な取組  ○コンプライアンス違反発生時の的確な対応  ●業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数(0件)	(2) コンプライアンスの確保 イ コンプライアンスの確保に向けた取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく取組について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、その取組を着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ リスク・コンプライアンス・リーダー（本局の総括官・工場の課長等）に対して、コンプライアンスに関する必要な知識を付与するため、外部講師による資料を活用した研修を実施した（8月）。 ・ 国立印刷局コンプライアンス・マニュアルについて、違反事例を含めたものに刷新し、全職員へ配布する（8月）とともに、実施計画の内容、令和元年度コンプライアンスに関する意識調査結果等について、解説を含めた資料として取りまとめ、各機関の管理監督者に対して配布した（8月）。 ・ コンプライアンス週間を設定し、国立印刷局コンプライアンス・マニュアル等を活用した職場内ミーティングを実施した（12月）ほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示（7月）するとともに、各機関に対して、経営層・管理者向けのコンプライアンスに関するDVDを配布し、幹部職員等を対象として映像コンテンツによる教	<評定と根拠>評定：C  コンプライアンスの確保に向けた取組については、意識調査、座談会を実施し、職員への意識付けを行うなど、計画の着実な実施に取り組んでいる。  法人文書管理に関するコンプライアンス確保のため、各種研修による法人文書管理に関する意識の啓発、法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿との突合、法人文書管理の再徹底に関する取組を確実に実施してい	評定 C  <評価の視点> コンプライアンスの確保に積極的に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。  <評価に至った理由> リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、リスク・コンプライアンス・リーダーに対する外部講師による研修の実施や各種階層別研修における講義、全職員に対してコンプライアンスに関する意識調査の実施など、職員のコンプライアンス意識の向上が図られるよう積極的に取り組んでいる。 また、法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿の突合を含む自主点検を実施したほか、管理監督者に対し、法人文書管理マニュアルの研修を行うなど、法人文書管理の徹底に向けた取組を着実に進めて	

	<p>の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には的確に対応します。また、法人文書管理の再徹底に引き続き取り組みます。</p>		<p>育を実施した（8月～令和3年1月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各階層別研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を行った（採用時研修、監督者研修、管理者研修等6研修、計11回実施）。</li> <li>コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」等を作成・活用し、各機関においてコンプライアンス意識の啓発に取り組んだ。</li> <li>コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している「内部通報窓口」について、窓口設置の趣旨、連絡先等をコンプライアンス意識調査結果の資料による説明、階層別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載（毎月）等を通じて、職員への周知徹底を図った。</li> <li>コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけるコミュニケーションの状況等について確認した（11月）。</li> <li>リスク・コンプライアンス統括責任者（担当理事）と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した（彦根工場：12月）。</li> </ul> <p>ロ 法人文書管理の再徹底に向けた取組</p> <p>法人文書管理の重要性について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、その再徹底に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各機関において、法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿の突合により、その管理状況の自主点検を実施し、適正であることを確認した（10月～11月）。</li> <li>令和元年度に作成した「法人文書管理マニュアル」を研修資料として活用し、新任である管理監督者に対して、リモート等により、制度、対応方法等の法人文書に関する研修を実施するとともに、機関長を含む管理監督者に対する研修を実施した（12月～令和3年2月）。</li> <li>文書点検整理週間（11月）における法人文書の廃棄に当たっては、あらかじめ、各機関において、管理監督者等の複数人が廃棄すべき文書を確認しつつ実施した。</li> <li>各機関に対して、法人文書監査を実施し、法人文書の管理状況が適正であることを確認した（令和3年2月）。</li> </ul> <p>ハ コンプライアンス違反発生時の的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小田原工場で発生した労働災害に対して小田原労働基準監督署から</li> </ul>	<p>る。</p> <p>持続化給付金の不正受給による詐欺容疑で、当局の若年層職員が逮捕・起訴されるという重大な不正・不法行為が発生した。</p> <p>職務外の非行ではあるものの、重大事象が発生したことを受けて、コンプライアンスの確保に向けた改善が必要であると認められるため、「C」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>職務外ではあるものの、当局の若年層職員が持続化給付金の不正受給による詐欺容疑で逮捕、起訴されるという重大事象が発生したことを受けて、コンプライアンスの遵守の徹底に取り組むべく、再発防止策を確実に実施しなければならない。</p>	<p>いる。</p> <p>しかしながら、業務外の非違行為ではあるものの、持続化給付金の不正受給による詐欺容疑で職員が複数名逮捕・起訴された事象が発生した。理事長が全職員に対しトップメッセージを発信するとともに、コンプライアンス研修の見直しや監察官の新設といった再発防止策を策定、実施しているところであるが、コンプライアンスの確保に向けた改善が必要であることから「C」評価とする。</p>
--	---	--	---	--	--

				<p>労働安全衛生法令違反に基づく是正勧告を受けた（令和3年2月）ことから速やかに是正・改善措置を講じた。</p> <p>しかしながら、持続化給付金の不正受給による詐欺容疑で、当局の若年層職員2名が12月2日に逮捕された。また、別の2名が12月3日に検察へ書類送致され、当該職員4名は、12月22日に起訴された（当該職員4名は、12月25日に懲戒処分（免職））。</p> <p>コロナ禍で苦しむ事業者のための制度について、SNSを通じて悪用するという重大な不正・不法行為が発生したことから、警察の捜査に全面的に協力するとともに、事実関係の調査及び原因の究明に全力を尽くし、再発防止に万全を期すこととした。</p> <p>具体的には、本件発覚後、直ちに、理事長自らが全職員に対して、発生事案の重大さ及び国民の信頼回復に向けて取り組む旨のトップメッセージを発信するとともに、コンプライアンスの遵守について注意喚起を行うことに加え、当該職員の懲戒処分後、服務規律の厳正な保持等の訓示を行った。</p> <p>さらに、コンプライアンスに関する再発防止策を策定し、実施した。具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年層職員に対して、コンプライアンス意識の向上を図るため、SNS等で陥りやすい事例を元に、違法意識を付与するコンプライアンス研修を実施した（12月）。</li> <li>・ 非違行為等が発生した際に、職員の携帯電話等に対して注意喚起メールを一斉送信し、迅速かつ網羅的に注意喚起を実施することとした（12月）。</li> <li>・ 非違行為の発生防止のため、服務監察の基本方針及び服務監察計画を毎年度策定し、実施する業務を専門的に行う理事長直属の監察官等（首席監察官、監察官及び副監察官）を新設した（令和3年1月）。</li> <li>・ 従来の内部通報窓口について、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見等の観点から有効活用するため、「コンプライアンス・ホットライン」に改称し、その設置の趣旨、連絡先等の再徹底を図った（令和3年1月）。</li> <li>・ 役員が各機関に出向き、若年層職員等を対象として、SNS等の情報システム利用に当たって留意すべき事項等に関する意見交換を実施した（令和3年2月～3月）。</li> </ul>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載） 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(3)	リスクマネジメントの強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスクマップ等の策定及び見直し	有	有	有	/	/	/	/	
防災訓練計画の策定の有無	有	有	有					
防災訓練の確実な実施	100%	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。 ② リスク管理を徹底	(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価した上で、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、リスクマネジメントの強化に取り組みます。 リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。 ② 地震などの大規模災	●リスクマップ等の策定及び見直し ○リスクマネジメントの強化の取組 ●防災訓練計画	(3) リスクマネジメントの強化 ① リスク管理の取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施内容を一部見直した上で取組を着実に実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 潜在するリスクについて、部門ごとに業務フロー等を基にして把握・評価し、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は発生時の被害低減に向けて、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、リスクマネジメント実行計画を策定し、印刷局全体で管理した。 ・ リスクマネジメント実行計画について、その取組状況を四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会で報告する（9月、12月、令和3年2月、令和3年3月）とともに、必要に応じて見直しを図り、令和3年度のリスク管理・コンプライアンス推進実施計画に反映した（令和3年3月） ・ 労働基準監督署からは是正勧告を受けた際等のリスク事案発生時には、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づき、リスク情報の迅速な把握及び報告、再発防止策の実施、各機関における情報共有を行うなど、確実に対応した。	<評定と根拠>評定：B  業務フロー等を基に潜在リスクの把握、評価を行い、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は被害低減のための実行計画を作成し、的確なリスク管理に取り組んでいる。 リスク事案発生時には、迅速に状況を把握及び報告するとともに、再発防止策の実施、各機関における情報共有など、確実に対応している。  防災週間において、各種防災訓練（延べ82件）を実施し、多数の職員が参加	評定 B  <評価の視点> リスクマネジメントの強化に取り組むとともに、不測の災害が生じた場合に確実に対応できる体制を整えているか。  <評価に至った理由> 内部リスクマネジメントの強化を図るため、重大な潜在リスクについては、総務担当理事を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、把握されたリスク毎に発生防止策や被害低減策の審議を行った上で実行計画を策定している。また、計画の実施状況については、四半期毎にモニタリングを行い、必要に応じて翌年度の実行計画に反映させるなど、リスク管理にかかるPDCAサイクルを適切に機能させている。 事業継続マネジメントについても、B

<p>し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p>	<p>害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施します。</p> <p>また、国立印刷局事業継続計画（BCP）について、役職員の感染症り患や不測の災害が生じた場合にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図ります。</p>	<p>の策定の有無</p> <p>●防災訓練の確実な実施(対計画100%)</p> <p>○BCMの適切な運用</p>	<p>② 防災管理の取組</p> <p>イ 防災訓練の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災週間に合わせて、各機関において防災訓練計画を策定し、当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応訓練、避難訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、モバイル機器を活用した報告訓練などの各種訓練を行うとともに、消防設備・備蓄品の点検を行うなど、計画した全ての取組を確実に実施した（8月～9月）。</li> <li>各機関において、火災予防運動週間等の機会を活用し、緊急地震速報訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練等の各種訓練及び火災予防教育を実施した（11月、令和3年3月）。</li> </ul> <p>ロ 事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメントの推進体制の下、国立印刷局事業継続計画（以下「BCP」という。）等に基づき、教育・訓練等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに任命された管理監督者に対して印刷局の事業継続の概要について教育研修を行った（6月～8月）。</li> <li>本局において、国立印刷局事業継続計画等で定めている総務班、事業継続班、銀行券等製品対策班、官報等製品対策班及び調達班を対象に各班の連携確認を目的とした被災からBCP発動までの一連の対応に係る机上訓練を実施した（9月）。</li> <li>各工場において、防災訓練と連動し、施設・設備等の被災状況の確認・報告に係るBCP訓練を実施した（9月）。</li> <li>本局及び東京工場において、内閣府と連動した緊急官報製造訓練を実施した（9月、令和3年2月）。</li> <li>本局において緊急官報の発行要請に確実に対応するための参集訓練を実施した（11月）</li> <li>管理監督者と一般職員の役割に応じてBCPに関する職員教育を実施した（9月）。</li> <li>教育・訓練等の実施結果を踏まえ、BCPの点検及び必要な見直しを行った（令和3年3月）。</li> </ul> <p>ハ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応</p> <p>政府から「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（令和2年4月7日）が発出されたことを受けて、理事長を本部長とする「感染症対策本部」を設置した。</p> <p>当該対策本部は、政府による再度の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（令和3年1月7日）の発出も踏まえ、19回開催し、職員から感染者を発生させないための事前対策、感染者が発生した場合</p>	<p>（延べ6,783人）するなど、職員の防災意識の高揚に取り組んでいる。</p> <p>事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、BCPの点検及び必要な見直しを行うなどBCMの適切な運用を図っている。</p> <p>理事長を本部長とする「感染症対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、政府等の要請を踏まえた対応を図っている。</p> <p>また、職員から感染者を発生させないための事前対策、感染者が発生した場合の二次感染防止策を適切に行い、国立印刷局の使命として実施しなければならない事務・事業の確実な遂行に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>C Pに関する職員教育や内閣府と連動した緊急官報製造訓練を始めとした各種訓練を実施したほか、これらの訓練結果を踏まえた計画の見直しも行っており、適切な取組を推進している。</p> <p>加えて、理事長を本部長とする感染症対策本部を設置し、国立印刷局事業継続計画（新型インフルエンザ等対応）の策定や職員教育を実施するなど、感染拡大防止への対応を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	---	---	--	--	--

			<p>の二次感染防止策、国立印刷局の使命として実施しなければならない事務・事業の確実な遂行のための対応等をまとめた対処方針を定める等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本局及び各機関において、職員に対する手指消毒、マスク着用等の徹底、発熱等の症状が見られる職員への対応、ローテーション勤務による在宅勤務の実施、サテライトオフィスの設置及び活用、時差出勤の励行等を実施した。また、博物館の休館、工場見学及びイベント等の中止、海外渡航の自粛要請を行った。</li> <li>・ 工場においては、職員が集中する食堂、更衣室等の分散使用を徹底し、特に官報の製造に際しては、国民に対する法令公布、公示などを踏まえ、作業室の分割や休憩時間の分散等による作業員間の距離を確保し、感染症対策を徹底するなど、迅速かつ適切に対応を図った。</li> </ul> <p>以上の取組を踏まえ、国立印刷局事業継続計画（新型インフルエンザ等対応）を策定（7月）するとともに、管理監督者と一般職員の役割に応じて職員教育を実施した（9月）。</p> <p>当該教育等の実施結果を踏まえ、国立印刷局事業継続計画（新型インフルエンザ等対応）の点検及び必要な見直しを行った（令和3年3月）。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(4)	個人情報保護の確実な保護等への取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
個人情報漏えいの発生件数	0件	0件	0件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。	(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、研修を通じて職員へ制度内容等の周知徹底を図るとともに関係規程に基づく点検等を行うことにより、個人情報の漏えいを	○個人情報保護及び情報公開への確実な取組  ●個人情報漏えいの発生件数(0件)	(4) 個人情報の確実な保護等への取組 イ 研修等の確実な実施 ・ 保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、各機関において、関連規程に基づく自主点検を実施した(9月～11月)。 ・ 保有個人情報の適切な管理を目的として、各機関の管理者及び実務担当者を対象として、リモート等による研修を実施した(9月～11月)。 なお、個人情報の漏えいはなかった(令和元年度:0件)。  ロ 開示請求等への確実な対応 ・ 13件の情報公開請求(令和元年度:25件)について、情報公開に係る関係規程に基づき、開示決定等を行った。また、保有個人情報に関する開示請求はなかった(令和元年度:0件)。 ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定に基づき、国立印刷局ホームページを通じて、非識別加工情報に関する提案の募集を行った(8月)。	<評定と根拠> 評定: B  個人情報の保護等に関する研修を行うとともに、自主点検を実施し、個人情報の漏えい防止等に取り組んでいる。  以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。  <課題と対応> 特になし。	評定 B  <評価の視点> 個人情報保護及び情報公開について、確実に対応したか。  <評価に至った理由> 保有する個人情報の保護及び情報公開への対応を適切に実施するため、各機関の管理者及び総務担当者等に対し制度内容や対応方法等にかかる研修をリモート等で行ったほか、関係規程に基づく自主点検も着実に実施している。 なお、個人情報の漏えいは発生しておらず、また情報公開請求についても法定期限内に開示決定等を行っている。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。	

		防止します。また、保有個人情報の開示請求や情報公開請求等に確実に対応します。				
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。						

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(5)	情報セキュリティの確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ計画の策定の有無	有	有	有	/	/	/	/	
情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数	0件	0件	0件					
情報セキュリティ教育の実施	100%	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(5) 情報セキュリティの確保 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。	(5) 情報セキュリティの確保 情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。 具体的には、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、情報システムの管理及び情報セキュリティの確保に関する規則等の確実な運用及び情報セ	●情報セキュリティ計画の策定の有無 ○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営 ●情報セキュリティ教育の実施（対計画100%） ●情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0件）	(5) 情報セキュリティの確保 イ 情報セキュリティの確保 情報セキュリティの確保に関する規程等の確実な運用を行い、不正アクセスの防止等情報セキュリティの確保に取り組んだ。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、業務が停滞しないよう、テレワークによる在宅勤務やリモートによる会議等を行うことが可能な環境を整備し、その際、情報セキュリティの確保についても確実に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 情報セキュリティ対策推進計画を策定（3月）し、全機関に周知を行った（4月～5月）。 ・ CIO補佐官を交えたCSIRT定例会を毎月1回開催し、国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムにおけるセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報を共有した。 ・ 内閣サイバーセキュリティセンターからの不審メール及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス及びURLの遮断を適時実施した。また、ぜい弱性が発見されたソフトウェアに対して適時更新プログラムを適用し、国立印刷局ネット	<評価と根拠> 評価：B 情報セキュリティを確保するため、CSIRT定例会の開催や、内閣サイバーセキュリティセンターからの情報に基づいた不審なメールアドレス及びURLの遮断の実施等、情報セキュリティ対策を着実に実施している。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、業務が停滞しないよう、テレワークによる在宅勤務やリモートによる会議等を行うことが可能な環境を	評価 B <評価の視点> 情報セキュリティの確保に取り組み、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止したか。 <評価に至った理由> 情報セキュリティ対策推進計画を策定するとともに、テレワークやリモートによる会議の環境整備のため、総務省が策定したセキュリティガイドラインに基づく情報セキュリティの確保にも取り組んでいる。 CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を毎月開催しているほか、委託及び再委託業者における情報セキュリティ対策の実施状況を把握するに際しては一部現地確認を実施しているなど、情報セキュリティの確保に向けた着実な取組が行われ	

	<p>セキュリティ対策推進計画の策定を行います。当該計画に基づき、他で発生した事例等も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係るセキュリティの確保に取り組むとともに、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムのぜい弱性検査等に取り組みます。また、情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p> <p>これらの取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。</p>	<p>○情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応</p> <p>※「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。</p>	<p>ワークシステムにおける情報セキュリティの確保を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、業務が停滞しないよう、セキュリティガイドラインに沿ったテレワークによる在宅勤務やリモートによる会議等を行うことが可能な環境を整備した上で、段階的に導入し、その際、情報セキュリティの確保についても確実に取り組んだ。(4月～6月、令和3年1月～3月)。</li> </ul> <p>(注) セキュリティガイドライン</p> <p>企業がテレワークを導入する際、情報セキュリティ対策に関する検討の参考とすることを目的として、総務省が策定したガイドライン</p> <p>ロ 情報セキュリティ教育の実施</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、これに沿って、次のとおり教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員を対象とした、情報セキュリティに関する基本事項等に関する教育(4月)</li> <li>情報システム管理担当者を対象とした、リスクアセスメント研修(6月～8月)。</li> </ul> <p>令和元年度に発生した国立印刷局ネットワークシステムにおけるウイルス混入事象を踏まえ、外部から持ち込んだ記録媒体の取扱手順の再徹底、取扱手順を遵守しなかった場合の国立印刷局における影響等について、研修等の場で再度周知徹底を図ることとし、以下の機会を活用し、具体的事例を用いて教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役員及び管理者を対象とした、CIO補佐官による情報セキュリティ講話(10月～12月)</li> <li>ITトレーナー研修の受講者に対して、情報セキュリティの重要性を付与するための教育(11月)</li> <li>国立印刷局ネットワークシステムPC利用者を対象とした、情報セキュリティ講話動画の視聴(12月～令和3年3月)</li> <li>LAN管理者及びLAN推進員を対象とする、情報セキュリティ等の必要な知識を付与するための教育(11月及び令和3年2月)</li> </ul> <p>ハ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止及び発生時の的確な対応</p> <p>重大事象の再発防止を図るため、情報システムのリスク分析・評価を実施するなど、各種情報セキュリティ対策に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムにおいてリスク分析・評価を実施し、各情報資産に対して最適な管理策の見直し等を実施した(4月～8月)。</li> <li>国立印刷局の情報システムの委託業者に対し、情報セキュリテ</li> </ul>	<p>整備し、その際、情報セキュリティ対策についても確実に取り組んでいる。</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティに関する教育・研修を確実に実施し、職員の情報セキュリティに関する意識、知識の向上に向けて取り組んでいる。</p> <p>重大事象の再発防止を図るため、情報システムに対するリスク分析・評価を実施するとともに、情報システム監査細則に基づき監査を実施している。</p> <p>また、標的型攻撃メール訓練の実施等、情報セキュリティの更なる強化に向けた取組を推進している。</p> <p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成している。</p> <p>更に、事業を継続するためには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、業務が停滞しないよう、テレワークによる在宅勤務</p>	<p>ている。また、外部専門家を活用した脆弱性検査や各種研修等の教育も積極的に実施されている。</p> <p>令和元年度において発生した、外部から取得したUSBメモリの取り扱いに起因してシステムに弊害が発生した事案を受け、ウイルス対策ソフトの二重化を実施するなどの取組により、情報システムデータの改ざんや情報漏えい等は発生しなかった。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	---	---	--	---

			<p>ィ対策の実施状況を確認した（6月～8月）。また、一部の委託業者については、現地確認による運用・管理状況の点検を実施した（10月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システム監査細則に基づき、内部監査部門と連携して設備情報管理システムの監査を実施し（7月～8月）、監査結果について情報化等推進委員会において報告した（10月）。</li> <li>・ CSIRTにおいて、インシデントの発生を想定した対応訓練を実施した（9月）。</li> <li>・ セキュリティUSBメモリに搭載するウイルス対策ソフトについて、ウイルスチェックの観点から、国立印刷局ネットワークシステムに搭載のウイルス対策ソフトと異なるベンダーのものとする事とし、市場調査を行い、他のソフトを選定して採用することとした（9月）。また、異なるベンダーのウイルス対策ソフトにおいても、セキュリティUSBメモリに自動で定義ファイルを更新するシステム構成を整理した（2月）。</li> <li>・ 現状の把握を目的に、情報セキュリティに係る職員の意識調査を実施した（10月）。</li> <li>・ インターネットにより外部接続する国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムに対して、外部の専門業者による弱い弱性検査を実施した（12月）。</li> <li>・ インターネットメール利用者に対して、訓練用の標的型攻撃メールを送信し、適切な対応を図っていることを確認した（12月）。</li> </ul> <p>以上の監査、点検、訓練等を実施し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策に取り組んだ。</p> <p>なお、情報システムデータの改ざんや情報漏えい等は生じなかった。</p>	<p>やりモートによる会議等を行うことが可能な環境を整備する必要があり、その際、情報セキュリティ対策についても確実に対応していることが認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載） 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(6)	警備体制の維持・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(6) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。	(6) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。	○警備に関する計画の着実な実施及び見直し  ○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応	(6) 警備体制の維持・強化 警備に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、静岡工場において、現状のアナログ式から、高画質かつ監視機能の高いデジタル式への警備装置の更新を実施した(6月)。また、東京工場及び小田原工場においても、順次、警備装置の更新に向けた準備を進めている。  外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上を図るため、各機関で策定した防犯訓練計画に基づき、毎月、構内への不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓練(机上訓練・実技訓練)や護身術訓練等の防犯訓練を実施した(毎月)。小田原工場及び彦根工場においては、所轄警察署と警備職員との合同防犯訓練を実施し、警察署との連携を確認した。 また、警備職員と外部委託警備員の連携状況について点検した結果、適切な連携の下、確実な警備体制が保持されていることを確認した(6月:東京工場及び王子工場、9月:小田原工場、静岡工場、彦根工場及び岡山工場)。	<評定と根拠>評定:B  警備装置の更新及び更新に向けた準備を着実に進めている。  防犯対応マニュアルを活用し、構内への不法侵入などを想定したシミュレーション訓練、護身術訓練等の実施や警備職員と外部委託警備員との連携を強化することにより、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図っている。  また、所轄警察署との合同防犯訓練を実施し、警察との連携を確認した。  以上のことから、「警備	評定 B  <評価の視点> 警備に関する計画を策定し、警備体制の維持・強化が図られたか。  <評価に至った理由> 警備装置の高度化を図る観点から、警備に関する計画に基づき、監視機能の高いデジタル仕様への更新を拡大するなど、不法侵入等に対する抑止力の強化を図っている。 また、突発的な事件事故に備えシミュレーション訓練や護身術訓練等を毎月実施するとともに、外部委託警備員と警備職員との連携体制を点検するなど、対応力の維持・強化を図っている。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。	

					<p>体制の維持・強化」          については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;          特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。						

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	人事管理		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事管理運営方針の策定の有無	有	有	有	/	/	/	/	
研修計画の策定の有無	有	有	有					
研修計画の確実な実施	100%	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>2. 人事管理</p> <p>組織運営を安定的に行うため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努め、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に行われるよう取り組むとともに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、適材適所の人事配置や労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>人事管理運営方針に基づき、限られた人的資源で業務運営の機能や効果を最大限発揮させるよう、質の高い人材の確保やその育成に取り組めます。</p> <p>具体的には、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に行われるよう、採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等に取り組めます。</p>	<p>●人事管理運営方針の策定の有無</p> <p>○計画的かつ着実な人材確保、人材育成</p> <p>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施</p> <p>●研修計画の策定の有無</p> <p>○職員の業務意</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>(1) 人事管理運営方針の策定等</p> <p>限られた人的資源で、業務運営の機能等を最大限発揮させることを目的として策定した国立印刷局人事管理運営方針(以下「人事管理運営方針」という。)に基づき、人材確保等に係る各種取組を着実に実施した。</p> <p>また、近年の人事管理に係る内外の環境を踏まえ、当該方針の見直しを行った(12月)。</p> <p>イ 人材の確保</p> <p>多様で有為な人材の確保に向け、次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採用選考活動時期については、政府方針及び一般社団法人日本経済団体連合会の採用選考方針を踏まえ、採用に係る広報活動は令和2年3月以降、選考試験は6月以降に実施した。</li> <li>ホームページへの採用情報の掲載、就職情報サイトの活用をすることで広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。</li> <li>今年度の採用活動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年3月に本局で対面により実施していた業務説明会及び合同企業説明会を中止し、新たな試みとして、就職情報サイトのWeb説明会機能を活用して動画配信による業務説明</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B</p> <p>人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めるとともに、政府等の方針に沿った採用選考活動を行っている。</p> <p>また、民間企業が主催する企業紹介イベントへの参加(2回)や大学が主催するWeb企業説明会へも積極的に参加することにより、多様な学生に国立印刷局をPRするとともに、広く求人活動を実施している。</p> <p>また、近年の人事管理に係る内外の環境を踏まえ、人事管理運営方針の</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>計画的かつ着実な人材の確保、適材適所の人事配置、女性職員の登用の促進が行われたか。</p> <p>計画的な人材育成により職員の能力向上や技能の伝承が図られたか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>人事管理運営方針に基づき、就職情報サイトのWeb説明会を活用し、動画配信による業務説明会を実施するなど、多様で有為な人材を確保するための取組を推進している。また、人事配置に際しては、適材適所が図られるよう、引き続き全職員に対して勤務希望調査及び上司との面談を行っており、技術継承とキャリア形成を踏まえた人事ローテーションが実施されている。</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画にお</p>	

<p>推進する。</p> <p>さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p>	<p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進します。</p> <p>さらに、職員の人材育成を図るため、職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の向上、専門的知識の習得等、職員のより一層の資質向上に資する研修計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を確実に実施します。また、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰や、成果の業務への反映を通じた評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。</p>	<p>欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組</p> <p>●研修計画の確実な実施（対計画100%）</p>	<p>会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採用面接については、感染症の感染拡大防止に加え、受験者の移動時間、交通費の負担軽減を図る観点から、新たな試みとして、一次面接についてはWeb面接を実施した。</li> <li>令和3年度卒業・修了予定者に係る就職・採用活動のスケジュールについて、大学や民間企業等の情報収集に努めるとともに、令和4年度期首に向けた有為な人材の確保を図るため、大学主催のWeb企業説明会（11月1校・12月2校・令和3年1月2校・2月1校・3月1校）へ参加し、その結果78名の学生が参加した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業主催の企業紹介イベントについては、業界研究イベント（11月）へ参加し、63名が来場した。</li> <li>また、合同企業説明会イベント（3月）へ参加し、その結果130名が会場へ来場し、会場からのライブ配信は、260名の学生が視聴した。</li> </ul> </li> <li>当局の採用情報について、多くの若年層が利用しているSNSを通して幅広く情報発信を行うため、従来から活用している国立印刷局フェイスブックに加え、国立印刷局ツイッターにおいても紹介した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、採用広報活動解禁日の令和3年3月1日に就職情報サイトにおいて、学生向けのWebセミナーの視聴予約を開始したところ、1,433名（令和3年3月末）の予約登録があった。</li> </ul> </li> </ul> <p>ロ 適材適所の人事配置</p> <p>勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対して行うこと等により、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握し、令和3年度期首において適材適所の人事配置を行った。</p> <p>ハ 障害者雇用に向けた取組</p> <p>障害者の雇用を促進するため、ろう学校を訪問するなどの求人活動を行った（5月）。</p> <p>また、監督者を対象とした研修に、障害者の適切な受け入れ及び対応方法を習得するための「聴覚障害の基礎知識」を実施した（6月・7月）。</p> <p>（障害者雇用率3.16%（令和2年6月1日現在）、参考：法定雇用率2.6%）</p> <p>ニ 働き方改革を踏まえた労働時間管理等の取組</p> <p>政府が進めている「働き方改革」、「ワークライフバランス」、「新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式」を推進することにより職務能率の一層の向上に資するため、多様で柔軟な働き方が</p>	<p>見直しを行うことにより、方針としての機能の維持、向上を図っている。</p> <p>「働き方改革」等の趣旨を踏まえ、職務能率の一層の向上に資するため、長時間労働の是正と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。</p> <p>子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進し、職員が抵抗なく制度を利用できるよう職場風土の醸成に努めている。</p> <p>研修計画の実施については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国や地方公共団体の要請に従ったため開催できなかった研修（12件）を除き、59件の研修を計画に基づき確実に実施し、職務遂行に必要な知識、技能等の習得、能力の向上及び技能の伝承を図っている。</p> <p>業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・能力の向上を図っている。また、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献し、科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞している。</p>	<p>いて設定した新規採用者及び管理的地位にある女性割合について達成しているほか、女性職員キャリアサポート研修も引き続き実施している。</p> <p>なお、本年度においても優れた創意工夫が認められ、「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を引き続き授与されていることは、高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	---	---	---	--

			<p>可能となるよう本局において、始業時間の選択肢を増やす時差出勤の拡大を行った。</p> <p>長時間労働の是正に向けた本局における取組として、一斉定時退場日を設定（水曜日）するとともに、毎日、勤務終了時刻10分前に定時退場を呼びかける放送を行った。また、時間外労働時間の集計を毎月行い、長時間労働の把握を行った。</p> <p>年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられたことを踏まえ、四半期毎に取得実績を集計し、本局各室部、各機関にフィードバックすることにより年休の取得促進を図った。</p> <p>子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進しており、37名（66.1%）が取得した。平均取得日数は26.6日であった。</p> <p>ホ 女性職員の活躍に向けた取組</p> <p>国立印刷局一般事業主行動計画（女性の活躍の推進）において設定した目標（採用者に占める女性の割合30%以上）の達成に向けて採用活動を進め、令和3年4月1日付け新規採用者の採用内定者97名（技能職）に占める女性の割合は、約42%（41名）となった。</p> <p>下半期においては、女性職員のキャリア形成に関する知識を付与し、今後のステップアップのための動機付けを図る「女性職員キャリアサポート研修」を実施した（10月）。</p> <p>(2) 研修計画の策定等</p> <p>「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及び中央研修計画（以下「計画」という。）を策定（令和2年2月）し、各機関が連携して、各研修を計画的かつ効果的な実施に取り組んだ。</p> <p>計画に基づき、自ら変革を主導できる「自律型人材」の育成を目指した階層別研修、ものづくり基盤を支える技能人材の育成を目的とした技術系研修並びに専門知識・技術の付与及び技術・技能の向上や習得を目的とした職種別研修について、計画的かつ着実に実施した。</p> <p>技術系研修については、若年層・中堅職員を対象に、銀行券の製造に関する基礎知識・専門知識を付与するため、研修センターを始め、研究所及び小田原工場の施設・設備を有効に活用し、演習及び見学を交え実施した。</p> <p>また、感染症対策として、ICTを活用した研修手段について、情報セキュリティの確保、研修の有効性や効果などを検討の上、電子会議システムを活用したリモート研修を3件実施した。</p> <p>高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内の大学及び企業等に職員を派遣した。</p> <p>この結果、計画に定める研修件数71件のうち59件の研修を実施した。</p>	<p>以上のことから、「人事管理」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国や地方公共団体の要請に従ったため開催できなかった研修を除き確実に実施していることから、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	--	--	--	---	--

			<p>また、業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動について、各機関においてサークル活動や改善提案を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会(リモート)を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を実施した(11月)。</p> <p>優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞(注)を授与された(4月)。</p> <p>(注) 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞  文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの。</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
	<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>令和2年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。</p> <p>投資に当たっては、投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査に基づき行います。</p> <p>また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。</p>		<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>(1) 設備投資計画の着実な実施</p> <p>設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>イ 設備投資委員会における審議</p> <p>設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において、設備投資計画の策定、個別案件の実施に際しての費用対効果等の検証、設備投資の進捗状況等を審議し、必要に応じて見直しを図るとともに、理事会に報告するなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。</p> <p>ロ 設備投資計画の検証・見直し</p> <p>設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会（10回開催）等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施した。</p> <p>設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況を集約し、関係部門に対し情報提供を行った。</p> <p>1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及び理事会において報告した（5月、8月、11月、令和3年2月）。</p> <p>ハ 設備投資計画に対する実績</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>設備投資の進捗状況を定期的に検証するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、納期を延長せざるを得なかったこと等により、設備投資計画に対し2,285百万円下回っている。</p> <p>以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>投資目的等について厳格な審査を行ったか。投資効果や進捗状況を踏まえ、計画の見直しや次年度の計画を策定したか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>策定した設備投資計画の実行に際しては、設備投資委員会において進捗状況の確認や費用対効果等の検証が実施され、必要に応じて計画内容の見直しが行われているなど、PDCAサイクルが適切に機能している。</p> <p>なお、令和2年度の設備投資計画の実績は13,407百万円と計画額に比べ2,285百万円下回っているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、王子工場の諸証券製造設備の一部（608百万円）や小田原工場の囲障警戒装置の更新（301百万円）について工期が延長されたことが主たる要因である。</p>	

設備投資額は、受入年度変更等により、13,407 百万円となり、計画額 15,692 百万円に対して 2,285 百万円下回った。

この要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、王子工場の諸証券製造設備の新設に当たり、一部の設備について、契約業者との調整手続に影響が及んだこと（608 百万円）や、小田原工場の囲障警戒装置の更新に際して設計スケジュールを見直す必要が生じたこと（301 百万円）等の不測の事態が生じ、工期を延長せざるを得ない状況となったこと等によるものである。

なお、受入れを行った主な施設及び設備については、次のとおりである。

件名	機関	台数
製紙排水処理設備	小田原	一式
銀行券印刷機	東京工場	1 台
	小田原工場	1 台
予算・決算書システム	東京工場	一式
銀行券検査仕上機	東京工場	2 台
	静岡工場	1 台
	彦根工場	1 台
諸証券製造設備	王子工場	一式
抄紙機型付部・制御部	岡山工場	一式
貼付機	静岡工場	1 台
統合業務システムソフトウェアバージョンアップ	本局	一式
倉庫内監視設備録画装置	東京工場	一式
	王子工場	一式
	小田原工場	一式
	静岡工場	一式
国立印刷局宿舎（都内）耐震補強工事	本局	一式
入退室管理装置（録画装置）	本局	一式
	東京工場	一式
	王子工場	一式
	小田原工場	一式
	静岡工場	一式
	岡山工場	一式
囲障警戒装置	静岡工場	一式

(2) 令和 3 年度設備投資計画の策定

令和 3 年度設備投資計画（中期を含む）については、本局各部、各機関からの資料の提出を受け、投資の目的や必要性、投資額の妥当性、費

以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。

			用対効果などを踏まえ設備投資委員会及び内部統制推進委員会において審議し、策定した（令和3年2月）。		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）  
 令和2年度の施設及び設備に関する計画については、製紙排水処理設備、銀行券印刷機など、当初の計画案件を着実に実施した。  
 なお、王子工場の諸証券製造設備の新設や小田原工場の困障警戒装置の更新に際して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による不測の事態が生じたこと等の要因により、計画に対して2,285百万円下回ったものの、設備投資に当たって、計画段階や実施段階等における精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-4	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務棟に係る未使用権利床の国庫納付			○					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>3. 保有資産の見直し</p> <p>① 虎ノ門二丁目地区再開発事業については、関係者・関係部局との調整を図りつつ権利者として適切に対応するとともに、取得する権利床のうち未使用となる権利床については令和2年度中に国庫納付を行う。</p> <p>② 豊島敷地及び豊島宿舍について、処分に向けて取り組む。</p> <p>③ 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 虎ノ門二丁目地区再開発事業については、関係者・関係部局の調整を図りつつ地権者として適切に対応するとともに、取得する権利床のうち未使用となる権利床については令和2年度中に国庫納付を行います。</p> <p>② 豊島敷地及び豊島宿舍について、処分に向けて取り組みます。</p> <p>③ 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に</p>	<p>○新業務棟に係る未使用権利床の国庫納付</p> <p>○豊島敷地及び豊島宿舍の処分に向けた着実な取組</p> <p>○王子工場再編等に向けた着実な取組</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 業務棟に係る未使用権利床の国庫納付 虎ノ門二丁目地区再開発事業については、業務棟の建築工事開始に向けて、実施設計の完了に係る協議を他の地権者を行うとともに、地権者として求められる再開発事業計画及び権利変換計画の変更に係る同意等についても適切に対応した。 また、取得する権利床のうち未使用となる権利床については、関係者等と適切に手続を進め、令和3年3月に現物を国庫納付した。</p> <p>② 豊島敷地及び豊島宿舍の処分に向けた着実な取組 豊島敷地及び豊島宿舍については、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査を実施し（7月）、当該土壤汚染調査の結果を踏まえ、東京都に対して形質変更時要届出区域等の指定の申請手続を行う（10月）など、処分に向けた手続を着実に進めた。</p> <p>③ 王子工場再編に向けた着実な取組 東京都北区と締結した協定書を踏まえ、北区との共存共栄を前提とした協議を定期的実施するとともに、工場再編に向け、工場機能を集約する新棟の設計業務を着実に進めた。また、「東京都環境影響評価条例」（昭和55年条例第96号）に基づく環境影響評価書案の提出（令和3年度予定）に向け必要な環境測定を実施するとともに、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;評定：B</p> <p>虎ノ門二丁目地区再開発事業については、業務棟建築工事の開始や事業の推進に必要な地権者の同意等に適切に対応するとともに、取得する権利床のうち未使用となる権利床を国庫納付している。</p> <p>豊島敷地等については、処分に向けた手続を着実に進めている。</p> <p>王子工場再編に向けて、北区との協議を定期的実施するとともに、工場機能の集約に向けた設計業務についても適切に対応している。また、環境影響</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 保有資産の見直しが計画的かつ確実に行われたか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 虎ノ門二丁目地区再開発事業については、取得する権利床のうち未使用となる権利床を令和2年度中に国庫納付した。また、小田原工場集水路敷地の一部については、自治体との協議を継続したことにより、無償譲渡した。 なお、「国立印刷局職員宿舍見直し計画」に基づき廃止した豊島宿舍敷地については、土壤汚染調査を実施し、処分に向けた具体的な手続を着実に進めている。また、王子工場の再編事業については関係者等との調整を進めている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認め</p>	

<p>する協定書)を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進める。</p> <p>④ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舍の効率的な配置の検討も含めた不断の見直しを行う。その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。</p>	<p>協定書)を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進めます。</p> <p>④ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舍の効率的な配置の検討を含め、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p>	<p>○その他の保有資産の不断の見直し</p>	<p>書面の作成を着実に進めた。</p> <p>④ その他の保有資産の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した小田原工場集水路敷地(地番:神奈川県小田原市桑原字上川原 855 番 2 外)の残地の一部(地番:神奈川県小田原市桑原字下川原 596 番)については、令和 2 年 4 月に自治体から譲渡の依頼(無償)があったことから、令和 3 年 2 月に財務大臣の認可を得て、令和 3 年 3 月に譲渡した。</li> <li>平成 29 年度に策定した新宿舍整備計画に基づき、関係部門等と協議を図りつつ、諸手続を適切に進めた。</li> </ul>	<p>評価についても着実に進めている。</p> <p>小田原工場集水路敷地の一部については、自治体との協議を継続したことにより、無償譲渡している。</p> <p>宿舍の効率的な配置については、平成 29 年度に策定した新宿舍整備計画に基づき、諸手続を適切に進めている。</p> <p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>られることから「B」評価とする。</p>
---	---	-------------------------	---	--	-------------------------

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(1)	労働安全の保持		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する計画の策定の有無	有	有	有	/	/	/	/	
職場環境整備に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る	100%	100%					
重大な労働災害の発生件数	0件	0件	0件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<b>4. 職場環境の整備</b> (1) 労働安全の保持 職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。	<b>5. 職場環境の整備</b> 職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。 (1) 労働安全の保持 職場環境整備に資する計画に基づき、安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、安全作業基準の点検や必要に応じた改正等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場環境整備に資する計画の策定の有無</li> <li>●職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る）</li> <li>●重大な労働災害の発生件数（0件）</li> </ul>	<b>5. 職場環境の整備</b> (1) 労働安全の保持 国立印刷局安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（令和 2 年 3 月）し、当該計画に基づき、安全衛生教育等に重点的に取り組んだことにより、計画に対する実施率は 100% となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 イ 法令の遵守等の取組状況 労働安全衛生法などの法令の改正状況について適宜確認し、各機関に周知徹底をはかることにより、法令の遵守に取り組んだ。この一環として、「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令」が令和 2 年 7 月 1 日に制定されたことから、各機関に周知し、新たに毒劇物に指定された化学物質の有無を調査して、保有している場合はその経過措置期間中に法令に基づく管理を行うよう指示するとともに、対象外物質への代替を検討するよう指導した（8 月）。 ロ 安全衛生教育の実施状況 各機関において、新規採用職員及び配転者を中心に安全衛生教育を実施（4 月）するとともに、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律	<評定と根拠> 評定：C 計画に基づき、法令遵守の取組や安全衛生教育の実施などに確実に取り組んでいる。また、全国安全週間等の取組を着実に実施するとともに、安全作業基準の読み合わせ、リスクアセスメントの実施を推進しており、重大な労働災害は発生していない。 しかしながら、発生した労働災害のうち 1 件は、労働安全衛生法令違反として労働基準監督署から是正勧告を受けたことから、速やかに是正・改善を行うとともに、全局的な再発防	評定 C <評価の視点> 職場環境整備に資する計画を策定し、労働災害発生を防止したか。 <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定し、職長教育や過去の労働災害事例を活用した安全教育など各種の安全衛生教育に取り組んでいる。また、リスクアセスメントの実施により職場の危険・有害要因の排除に取り組んでいるほか、毎月の安全衛生点検に加え、危険予知訓練及び衛生点検も実施している。更に、新規設備の導入に際しては安全作業基準を設定した上で周知徹底を図っており、労働安全の保持に向けた取組を推進している。 これらの取組を着実に実施した結果、重大な労働災害は発生しなかった。

	<p>境づくりに取り組みます。</p>	<p>○労働災害の発生状況  ※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p>	<p>第57号)第60条の規定に基づく職長教育(新任作業長の安全衛生教育)を実施(6月～8月)し、必要な知識と安全動作の習得に資する安全教育を繰り返し実施した。</p> <p>新年度期首における労働災害防止に努めるよう、各機関に注意喚起を行った(4月)</p> <p>夏季における労働災害防止の徹底を図るため、合図・応答・確認の確実な実施や安全作業基準の読み合わせを実施するとともに、熱中症への注意喚起を行った(7月)。併せて、高齢職員の転倒災害の未然防止に努めるよう、各機関に注意喚起を行った(7月)。</p> <p>今後は、年末年始における機械等の保守・点検作業における同種類似災害防止に向けた注意喚起を行った(12月)。また、年度末及び新年度に向けた安全対策の強化として、作業手順を確認するなど、の安全意識を再喚起した(令和3年3月)。</p> <p>ハ 危険・有害要因の排除の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業においてもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努めた。</li> <li>・ 化学物質リスクアセスメント(注1)については、労働安全衛生法に基づき、対象となる機関において実施した。その結果に基づき、保護具の着用などの対策を立案・実施し、健康被害の発生はなかった。</li> </ul> <p>(注1) 化学物質リスクアセスメント  一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する危険性、有害性等の調査</p> <p>ニ 安全を確保するための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全衛生点検(注2)の実施(毎月)に加え、全国安全週間(7月)の取組として、危険予知訓練(KYT)、リスクアセスメント研修を実施した。全国労働衛生週間の取組として衛生点検(注3)を実施するなど、職員の衛生意識の向上を図った(10月)。</li> <li>・ 国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間においては、年度末に向けた労働災害防止の取組を実施した(令和3年3月)。</li> <li>・ 新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するとともに、既存設備の作業手順に係る安全作業基準についても継続的な見直しを実施した。</li> </ul> <p>(注2) 安全衛生点検  各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検</p> <p>(注3) 衛生点検</p>	<p>止策の徹底に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しているものの、労働災害の発生状況及び労働災害の発生に起因し、労働基準監督署から是正勧告を受けたことを踏まえ、「C」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  同種・類似の労働災害が発生しないよう、再発防止の徹底を図る必要がある。</p>	<p>なお、令和2年度において発生した休業4日以上労働災害4件のうち、銀行券用紙精裁機において上半身が強く押し付けられて肋骨を骨折した1件については、労働安全衛生法違反として労働基準監督署から是正勧告を受けている。類似の事故発生防止の観点から、発災後直ちに事故概要を各職場に周知するなど迅速な対応をしているものの、労働者の安全を確保することは、職場環境整備の重要な要素であり、今後同様の問題が発生することがないよう再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>本項目については重要度が高い目標設定をしている中で、労働安全の保持に向けた各種取組や労働災害発生時の適確な対応は実施していると認められるものの、労働基準監督署から是正勧告を受ける労働災害が発生しており、職場環境の維持に向けた改善が必要であることから「C」評価とする。</p>
--	---------------------	--	---	---	---

各機関の衛生管理者等による衛生環境管理状況の点検	ホ 労働災害の発生状況	計画等に基づき各種取組を実施し、重大な労働災害の発生はなかったが、今年度発生した労働災害（17件）のうち、休業4日以上 の労働災害が4件発生した。	事案の概要は、次のとおりである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行券印刷機で使用するワイピング液を製造する作業の後、ウエスで汗を拭いたところ、ウエスにソーダ灰が付着していたことから、両目に薬傷を負った。（5月・休業7日）</li> <li>・ 作業終了後、更衣室へ向かうために階段を下りていたところ、階段を踏み外して転倒し、右膝を骨折した。（8月・休業21日）</li> <li>・ 銀行券用紙精裁機において、断裁部に近づいた際、背後から自走してきた搬送テーブルに背中を押され、断裁部に上半身が強く押し付けられて肋骨を骨折した（令和3年1月・全治2か月の見込）。</li> </ul>	当該労働災害に伴い、小田原労働基準監督署に災害発生の報告書を提出した。その後、立入調査が実施され、労働基準監督署に対し災害の発生状況及び現地確認等の対応を行った（令和3年2月）。	立入調査の結果、機械を停止せずに作業を行おうとしたことについて、労働安全衛生法令違反に基づく是正勧告を受けた（令和3年2月）（「VII. (2) コンプライアンスの確保」参照）。	当該労働災害及び是正勧告への対応として、直ちに、被災区域への進入を抑止するパイプ、搬送トレイを停止させるスイッチ、警告ランプ及び警報ブザーの安全装置を増設したほか、機械を停止して実施する作業方法の確立、当該災害が発生した作業における安全作業基準の見直しなどの是正・改善措置を講じた。	以上の措置をまとめた是正・改善報告書を小田原労働基準監督署に提出したところ、今後の改善予定も含め、是正・改善が確認されたものとして受理された（令和3年3月）。	当該労働災害の発生を踏まえて、類似災害の発生防止を図るため、類似設備を保有する機関に災害内容を周知し、必要な対策を講じることとした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤後、更衣室から作業場へ向かうために階段を下りていたところ、予期せず階段を一段飛ばして下りたところ、右足小指側を強打して骨折した。（令和3年3月・休業5週間の見込）</li> </ul>	これら4件の労働災害については、発生した工場において、速やかに発生状況、発生原因、再発防止策を取りまとめるとともに、必要に応じ物的対策を講じたほか、安全ミーティングや危険予知教育
--------------------------	-------------	--	------------------	--	---	---	---	---	--	---	---

				<p>を実施し、労働災害の再発防止に取り組んだ。</p> <p>なお、災害事例については、各機関において情報を共有し、類似災害の発生防止に取り組んだ。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。						

様式 3-1-4-2 行政執行人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(2)	健康管理の充実		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
健康管理に資する計画の策定の有無	有	有	有	/	/	/	/	
定期健康診断の受診率	100%	100%	100%					
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。	(2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率100%を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行うほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づくストレスチェック並びに研修及び情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実	●健康管理に資する計画の策定の有無  ●定期健康診断の受診率(100%)  ●健康管理に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メ	(2) 健康管理の充実 安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(令和2年3月)し、これに沿って重点実施事項に確実に取り組んだ。これにより、計画に対する実施率は100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 イ 定期健康診断の実施状況 全職員を対象とした一般定期健康診断(年1回)については、対象者4,245名全員に対し実施した(受診率100%)。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特殊健康診断(年2回)については、対象者延べ2,599名全員に対し実施した(受診率100%)。  ロ 健康指導等の実施状況 (イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況 ・健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、一般定期健康診断及び特殊健康診断の有所見者を対象に、産業医による面接指導等を実施した(実施率100%)。また、経過管理対象者には、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを実施した(実施率100%)。	<評定と根拠>評定：B  健康診断については、対象者全員に対して一般定期健康診断及び特別健康診断を実施するとともに、産業医及び保健師による有所見者への健康指導・教育についても確実に実施している。  ストレスチェックのほか、各機関において生活・就業環境に変化のあった職員を対象とした面談の継続実施により、長期休業職員以外の職員のメンタルヘルス対策に取り組んでいる。	評定 B  <評価の視点> 健康管理に資する計画を策定し、職員の健康の確保に取り組んだか。  <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定した上で、当該計画に基づき一般定期健康診断及び特別健康診断を全対象職員に対して確実に実施したほか、有所見者及び経過管理対象者に対しては面接指導等を確実に実施するなど適切な健康指導に取り組んでいる。また、各機関においてストレスチェックを実施した上で、結果に応じて産業医が面接指導を実施するなど、メンタルヘルスケアの充実にも取り組んでいる。  なお、新型コロナウイルス感染症対策に際しては、速やかに感染症対策本部を設置し、発熱等の症状が見られる職員の出勤自粛や	

	取り組みます。	メンタルヘルス対策に係る項目に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法令等に基づき、長時間労働による健康障害を防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員に対して産業医による面接指導（80 時間以上の場合）又は保健師による保健指導（45 時間以上 80 時間未満の場合）を実施した（実施率 100%）。</li> </ul> <p>(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルスケアの充実を図るため、面接指導者である産業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。</li> <li>職場復帰支援プログラム（注）に基づき、心の健康問題により 30 日以上 of 長期間休業した職員（以下「長期休業職員」という。）に対し、産業医による面談を実施（実施率 100%）し、当該職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行った。</li> <li>新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した（実施率 100%）。</li> <li>労働安全衛生法令に基づき、全職員に対するストレスチェックを実施した（実施率 100%）。また、その結果に応じて、産業医による面談を実施した。</li> </ul> <p>(注) 職場復帰支援プログラム 長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引</p> <p>ハ その他 役職員への新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、感染症対策委員会を設置し、基本的な対策として、職員に手指消毒、検温、咳エチケットを励行するとともに、職員の日々の健康状態を確認し、り患疑いのある職員を自宅待機させる等の対応を図った。</p>	<p>長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の支援などに取り組んだ結果、長期休業職員（45 人）のうち 34 人（76%）の職員が職場への復帰を果たしており、計画的な職場復帰への支援に努めている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染予防のための対応については、政府や一般職国家公務員の対応を踏まえ、迅速かつ確実に実施している。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>マスク・手洗いの励行等を指示するとともに、「三つの密」を避けるための各種感染予防策を徹底して講じている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	---------	--------------------	---	---	---

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)  
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(3)	職務意識の向上・組織の活性化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進める。	(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	○役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションの取組	(3) 職務意識の向上・組織の活性化 イ 各部門における密なコミュニケーションの取組 職務に対する意識の向上及び組織の活性化に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図ることにより、職務への相互理解を深めた。 ・ 理事会等の各種会議において、経営層が施策・課題について認識統一を図るとともに、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会を経て、情報共有を図った。また、各部門の連絡会等を通じて、その取扱いに留意しつつ、各種会議の議事内容等により、その背景や目的も含めて職員に伝達し、所管する課題の解決に向けて取り組んだ。 ・ 各部門においては、施策の達成や課題の解決に向けて、各部門の連絡会等を通じて、施策の進捗状況、課題への対応状況等の把握に当たり、職員から問題点等を含めて確認し情報共有を図ることにより、組織内において相互理解を深めた。 ・ さらに、各部門の施策の進捗状況等については、問題点等も含めて、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会、毎週開催による理事長及び理事による打合せ会（緊急事態宣言発令期間中はリモート開催や局内イントラネット活用）において把握し、確実な達成に向けて取り組んだ。 ・ コンプライアンス意識調査の結果及び報告・相談等に関する	<評定と根拠> 評定：B  職務意識の向上・組織の活性化については、理事会等の各種会議、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・課題解決への取組、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた取組、コンプライアンスに関する職員意識調査・座談会などを通じて役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図り、更なる職務に対する意識の向上及び組織の活性化を図っている。  以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を	評定 B  <評価の視点> 役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションが実現するよう取り組んだか。  <評価に至った理由> 理事会等の会議で経営層に認識統一が図られた施策や課題については、当該施策等が実施される基となった背景や目的が担当する現場職員にも理解されるよう、各部門における連絡会等を活用した情報共有が行われている。 また、実施された施策の進捗状況等については、問題点も含めて現場職員から確認するとともに、理事長を含めた経営陣による打合せ会に毎週報告され更なる改善に向けた取組が検討されている。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。	

				<p>る教育資料等を活用し、各機関における小集団（チーム・作業単位）によるミーティングを通じてコミュニケーションを図ることにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化に努めた。</p> <p>ロ 内部統制の推進による取組（「Ⅶ1. (1)内部統制に係る取組」参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長、理事が、自ら各機関に出向き、又はリモート開催により各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取組状況及びその課題を確認した（4月～11月）。</li> <li>・ 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関の対象職員の範囲を拡大しつつ、報告・相談等の重要性等について意識啓発を行った（7月～9月）。</li> <li>・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後の課題として、上司・部下間でコミュニケーションの充実に対する認識にまだ差があることから、これまでの取組を含めて継続的に実施していくため、令和3年度における実施計画を策定した（令和3年2月）。</li> </ul> <p>ハ コンプライアンスの確保による取組（Ⅶ. (2) コンプライアンスの確保）参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけるコミュニケーションの状況等について確認した（11月）。</li> <li>・ リスク・コンプライアンス統括責任者（担当理事）と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した（彦根工場：12月）。</li> </ul>	<p>達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-6	環境保全		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	有	有	有	/	/	/	/	
環境保全計画の確実な実施	100%	100%	100%					
温室効果ガスの削減	平成17年度比24%減	30.9%減	28.1%減					
廃棄物排出量の削減	過去5年平均以下	[目標: 6,324 t] 5,742 t	[目標: 6,222 t] 6,220 t					
ISO14001認証の維持・更新	100%	100%	100%					
環境報告書の作成、公表の有無	有	有	有					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
5. 環境保全 製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持・更新等を行うこと	6. 環境保全 地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）等を踏まえた環境保全計画を策定し、確実に実施します。 温室効果ガス排出量の削減については、効率性にも配慮しつつ環境設備の的確な導入を進め、令和2年度の温室効果ガス排出量を、	●環境保全計画の策定の有無 ●環境保全計画の確実な実施（対計画100%） ○環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証 ●温室効果ガスの	6. 環境保全 環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画（以下「計画」という。）を策定（令和2年3月）し、当該計画に基づき環境マネジメントシステムの確実な運用を図り、各種取組を実施した。 これにより、計画に対する実施率は100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 (1) 環境法規制の遵守 環境関連法令等を確実に遵守するため、各機関を横断的に作成した「環境関連法令等各種届出・申請等一覧表詳細」及び「特定施設（設置・変更）届出表」の点検を行い（9月）、各機関に対してその遵守状況の調査を実施した（11月）。 (2) 温室効果ガス排出量の削減 設備投資計画の策定に先立ち、温室効果ガス排出量の削減が見込まれる設備投資の効率性の検証を行った。	<評定と根拠> 評定：B  温室効果ガス排出量については、空調機の更新やLED照明器具の採用など、環境マネジメントシステムに基づき省エネルギーの取組を実施したことにより、目標（平成17年度比24%減）達成となる28.1%の削減となっている。  廃棄物排出量について、損紙屑を廃棄物として処理せざるを得なかったが、排水処理設備の更新に伴い、旧排水処理設備	評定 B  <評価の視点> 環境保全計画を策定し、着実に実施しているか。  <評価に至った理由> 環境保全計画を策定した上で、環境マネジメントシステムの確実な運用を図っている。具体的には、空調機の更新などエネルギー効率の高い設備の導入により温室効果ガスの排出量削減は目標値の24%を上回る28.1%（対目標値117%）の削減となっているほか、すべての工場及び研究所においてISO14001認証の維持・更新を行っている。

<p>により、環境保全を図る。</p>	<p>平成17年度と比較し、24%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、令和2年度の廃棄物排出量を過去5年間の実績平均値以下とするよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組めます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。</p>	<p>削減（平成17年度比24%減）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物排出量の削減（過去5年平均以下）</li> <li>●ISO14001認証の維持・更新</li> <li>●環境報告書の作成、公表の有無</li> </ul>	<p>また、空調機の更新、LED照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備の導入により、温室効果ガス排出量は基準年度である平成17年度排出量（52,086t-CO<sub>2</sub>）と比較して28.1%（14,646t-CO<sub>2</sub>）の削減となった。</p> <p>（3）資源使用量の抑制及び廃棄物削減の推進</p> <p>廃棄物排出量については、国内外における廃棄物のリサイクル情勢の変化（中国における経済成長に伴う諸外国からの廃棄物輸入制限など）を背景として、損紙屑を廃棄物として処分せざるを得なかった（711t）ものの、今年度については、排水処理設備の更新に伴い、旧排水処理設備の清掃汚泥を大幅に削減したほか、製紙工場の製造工程において排出される紙料の回収・再利用などの廃棄物発生抑制など、継続的な廃棄物発生抑制の取組を行った結果、過去5年平均（6,222t）と比較して、0.03%（2t）の削減となった。</p> <p>（4）ISO14001認証の維持・更新</p> <p>ISO14001（注）認証について審査を受審し、次の通り認証の維持・更新を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持 小田原工場・彦根工場・岡山工場</li> <li>・更新 研究所・東京工場・王子工場・静岡工場</li> </ul> <p>（注）ISO14001</p> <p>企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格</p> <p>（5）環境保全に関する啓発活動の推進</p> <p>各機関において、環境月間の取組として、環境保全に対する意識を高めるための教育等を行った（6月）。</p> <p>令和元年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書2020」として作成し、ホームページで公表した（7月）。</p>	<p>の清掃汚泥の減量化を実施することにより、削減目標（過去5年平均以下）を達成している。</p> <p>ISO14001認証審査において、認証を維持・更新することができたことは、環境マネジメントシステムの運用が確実に行われ、各職員が環境保全活動に積極的に取り組んだ結果である。</p> <p>国立印刷局における環境保全に係る取組を広く情報発信するため、毎年度継続的に「環境報告書」を作成し、公表している。</p> <p>以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>国内外における廃棄物のリサイクル情勢を考慮しつつ、廃棄物排出量削減に向けて取り組む。</p>	<p>また、環境保全意識の向上を図るため、美化活動や講演会等の啓発活動を引き続き推進しており、活動実績については「環境報告書」に取り纏めた上で、ホームページに公表している。</p> <p>なお、平成30年度に生じた廃棄物排出量の増加事案を受け、起因となった老朽化設備にかかる保守の徹底を図ったほか、排水処理施設の更新に伴い、旧排水処理設備の清掃汚泥を大幅に削減した結果、本年度の廃棄物排出量は6,220tと目標値である過去5年平均6,222tを下回る削減が図られたことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---------------------	--	---	--	---	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）  
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-7	積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	7. 積立金の使途 「独立行政法人国立印刷局法」(平成14年法律第41号)第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		7. 積立金の使途 該当はなかった。	<評価と根拠> 評価：—  <課題と対応> 特になし。	評価	—

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。